

子育て応援 BOOK

ひとりで悩まないで 子育てみんなで応援します



井原市

子育て応援BOOK
—令和3年保存版—

井原市

井原市
令和3年保存版





子育て応援 BOOK もくじ

第1章 赤ちゃんが生まれるまで

1 母子健康手帳	2	2 ひとり親家庭等医療費の助成	42
2 妊婦健康相談	3	3 ひとり親家庭への支援	43
3 マタニティセミナー	4	4 高等職業訓練促進給付金	44
4 クッキングセミナー	4	5 ひとり親相談	45
5 出産費用にお困りのときは	4	6 母子生活支援施設	45
6 不妊治療費の助成	5	7 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	45
7 不育治療費の助成	5	8 生活福祉資金の貸付	45
8 妊婦一般健康診査	6		
9 妊婦歯科健康診査	7		
10 新生児聴覚検査	8		
11 国民年金保険料の産前産後免除	9		

第2章 赤ちゃんが生まれてから

1 出生届	11		
2 出産育児一時金	11		
3 児童手当	12		
4 子ども医療費の給付	13		
5 産後ママあしんくア事業	14		
6 産婦健康診査	15		

第3章 子どもの健康

1 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	17		
2 未熟児訪問	17		
3 養育医療費の給付	18		
4 ベビーセミナー	18		
5 離乳食教室	18		
6 乳幼児健康診査	19		
7 予防接種のスケジュール	20～21		
8 予防接種の注意点	22～24		
9 急病時などの電話相談	25		
10 子どもがかかるとの感染症	26～27		
11 感染症の予防	28～29		

第4章 子育て相談

1 子育て相談（全般）	31		
2 きらり広場	32		
3 児童相談・教育相談	32		
4 児童虐待相談	32		
5 適応指導	32		
6 就学援助	33		
7 言語療育相談	33		
8 親のつどい「歩いていこう」	33		

第5章 病気や身体が不自由なお子さんのために

1 小児慢性特定疾病医療費の助成	35		
2 自立支援医療費の助成	35		
3 特定医療費の助成	35		
4 特別児童扶養手当	36		
5 障害児福祉手当	36		
6 身体障害・知的障害児童年金	36		
7 心身障害者医療費の助成	37		
8 心身障害者祝金	37		
9 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）	38		
10 障害児通所支援事業	38		
11 短期入所事業（ショートステイ）	39		
12 日中一時支援事業	39		
13 移動支援事業	39		

第6章 ひとり親家庭のために

1 児童扶養手当	41		
----------	----	--	--

第7章 はたらくお父さん・お母さんのために

1 育児休業・育児休業給付金	47		
2 母性健康管理・母性保護	47		
3 再就職のために	48		
4 子育てサポート事業	48		

第8章 楽しみながら子育てを

1 幼児教育学級・家庭教育学級	50		
2 わくわく広場	50		
3 チャイルド教室	51		
4 すくすくクラブ	51		
5 なかよし広場	52		
6 あいあいランド	52		
7 青空ひろば	53		
8 カンガルーひろば	53		
9 ふれあい公開保育	54		
10 地域異年齢交流事業	55		
11 母親クラブ	56		
12 図書館行事	56		

第9章 子育てみんなで応援

1 子育て支援センター	58		
2 つどいの広場	58		
3 児童会館	59		
4 子育てサポーター	60		
5 青少年の健全育成	60		
6 愛育委員・栄養委員	60		
7 民生委員・児童委員、主任児童委員	60		
8 ベビーカー・チャイルドシートの短期貸出	60		

第10章 子どもを預けるときは

1 保育園	62		
2 一時預かり	63		
3 病後児保育	64		
4 病児保育	64		
5 幼稚園	64		
6 預かり保育	65		
7 子育てサポート事業	65		
8 放課後児童クラブ	65		

第11章 孫育て

	67～69		
--	-------	--	--

施設マップ

井原	70～71		
芳井	72		
美星	73		

資料編

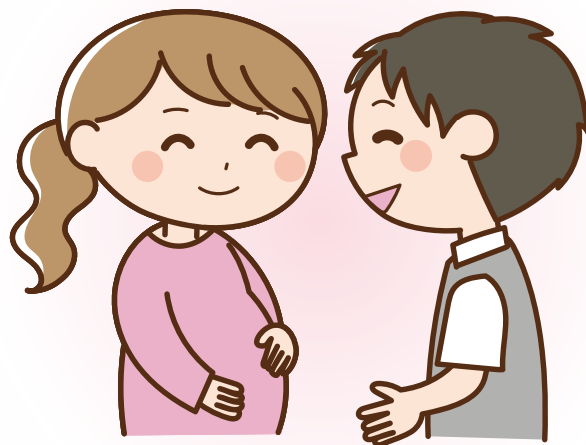
市内医療機関	74～75		
市内歯科医療機関	76		
市内児童関係機関	77		

たいへん、 だからよろこびも大きい

生まれる前からとっても愛おしさを感じて
生まれるときはとってもたいへん
生まれたあとの子育てもたいへん でも
そのときどきのうれしさは
100倍にも1000倍にもなってかえってきます
いろいろあってたいへんなときは ころのゆとりをなくします
だから落ち込んだり悩んだりしたときひとりにならないで
ちょっぴりでもいいから 周りのひとにうちあけてほしいのです

第1章 Chapter.1

赤ちゃんが 生まれるまで



①母子健康手帳

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

妊娠に気づいたら、まず産科医療機関を受診しましょう。

健康医療課にできるだけ早く「妊娠の届出」を行い、母子健康手帳をもらいましょう。事前に健康医療課へご連絡をお願いします。（下記QRコードからも予約が可能です）

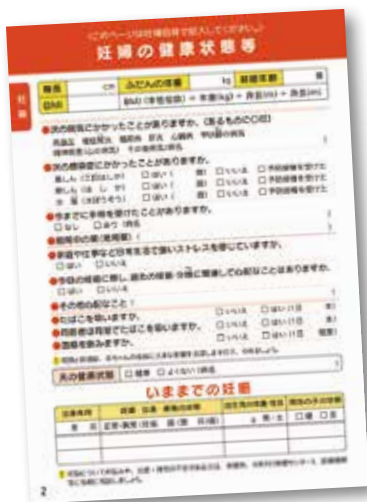
母子健康手帳は、妊娠中や産後のお母さんの健康と生まれてきた子どもの成長・発達を記録する大切なものです。また、予防接種や健康診査のときにも必要になります。

母子健康手帳と合わせて母子保健ガイド・母子健康手帳副読本等をお渡ししています。お産や赤ちゃんの幸せのための大切な情報が載っていますので、よく読んでおきましょう。



(リンク先：井原市電子申請サービス)

© Mercis bv



◎母性健康管理指導事項連絡カード

仕事をもつ妊産婦が主治医等から健康診査の結果、通勤緩和や休憩に関する措置、つわり、切迫流産といった症状などに対応する措置が必要であると指導を受けたとき、その内容を事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。女性にやさしい職場づくりナビ (https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku_card/) からダウンロードしてご利用ください。

(QRコードからアクセス可能です)



Chapter 1
赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2
赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3
子どもの健康

Chapter 4
子育て相談

Chapter 5
病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6
ひとり親家庭のために

②妊婦健康相談

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

健やかな妊娠期を過ごすために、母子健康手帳交付時に相談を行っています。
また、妊娠中から今後の子育てを安心して楽しく行えるよう、保健師等による相談・訪問指導を行っています。
どんな些細なことでも、お気軽にご相談ください。

マタニティブルーズ

- イライラする、涙もろくなる、眠りが浅い、食欲がないなどの症状がみられます。
- お産後にホルモンバランスが崩れることによって症状が現れます。
- 多くの産婦が経験します。
- とにかく休み、リラックスすることで解消します。

産後うつ

- 一日中ゆううつ、不眠、「価値のない人間だ」「私のせいだ」と自分を責める、考えがまとまらず、どうすればいいのかわからない、といった状態です。
- 産婦の1～2割が経験します。
- 産後1か月ごろがピークです。
- 2週間以上続く場合は、家事育児を休んでゆっくり休養しましょう。

ゆっくり休養しても
解消されないときは、
受診が必要な場合も
あります。
医療機関や健康医療
課にご相談ください。

マタニティマーク

妊婦さんへの思いやりをマークにしたものです。妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。しかし、外見からは、妊婦であるかどうか判断しにくかったり、つらい症状がある場合もあります。「つらいのは、妊娠初期なのに…、お腹が目立たないから妊娠しているとわかってもらえない（妊娠の大切な時期をさりげなくアピールしたい）」ときに有効にご活用ください。

母子健康手帳の発行と同時に、マタニティマーク入りのグッズを無料で差し上げています。また、厚生労働省のHPからダウンロードしてプリントアウトすることもできます。



(参考) 厚生労働省のホームページ (QRコードからアクセス可能です)

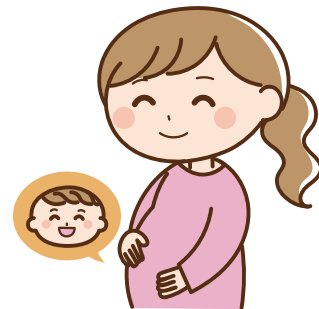
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/maternity_mark_riyou/AA10K-index.html

③ マタニティセミナー

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

妊娠・出産・育児についての不安をやわらげ、赤ちゃんを迎える準備のための教室です。受講される人は申し込みをしてください。

- 【実施月】 保健事業計画表参照
- 【対象者】 出産を控えたお父さんとお母さん、その家族
- 【持ち物】 筆記用具・母子健康手帳
- 【場所】 井原保健センター
- 【内容】 お風呂の入れ方・育児相談など



④ クッキングセミナー

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

妊娠中に不足しがちな栄養素に関するお話や、妊娠中だけでなく、子どもの発育にも大切な栄養素を取り入れたメニューの調理実習と試食を行っています。受講される人は申し込みをしてください。

- 【実施月】 保健事業計画表参照
- 【対象者】 妊娠を希望、もしくは、出産を控えたお父さんとお母さん、その家族
子育て中のお父さんとお母さん、その家族
- 【持ち物】 マスク、エプロン、三角巾、手拭き用タオル、筆記用具、赤ちゃんに必要なもの
- 【場所】 井原保健センター

⑤ 出産費用にお困りのときは

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

病気や失業などで生活が苦しく、出産費用にお困りの人は、助産施設への入所措置が受けられます。ただし、所得額により制限があります。

⑥不妊治療費の助成

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

体外受精や顕微授精（特定不妊治療）を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を助成します。

- 【申請受付期間】** 治療費の支払いが終了した日の属する月から1年以内
- 【対象者】**
- ・ 交付申請日において、市内に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦
 - ・ 体外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている人（指定医療機関による治療であること）
 - ・ 特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療を受けられた人
 - ・ 交付申請日において、夫婦ともに市税等の滞納がない人
- 【助成内容】**
- ・ 医療機関において不妊症と診断された人が受ける治療行為で、保険対象外の治療費
 - ・ 1回につき30万円を限度に治療費の1/2以内の額
（岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成があった場合は、当該助成額と補助金との合計金額が治療に要した額を超えない額）
 - ・ 1人につき6回まで（180万円を限度）
 - ・ 助成期間は初回の治療開始年度から通算10年間

⑦不育治療費の助成

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

専門医療機関等で不育症と診断され治療した人に対して、治療費の一部を助成します。

- 【申請受付期間】** 治療費の支払いが終了した日の属する月から3か月以内
- 【対象者】**
- ・ 交付申請日において、ともに市内に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦
 - ・ 交付申請日において、夫婦ともに市税等の滞納がない人
※生殖医療専門医の所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関による治療であること
- 【助成内容】**
- ・ 医療機関において不育症と診断された人が受ける治療行為で、保険対象外の治療費
 - ・ 1回につき30万円を上限とする
 - ・ 1人につき3回まで（90万円を限度）

⑧妊婦一般健康診査

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

妊婦さんの健康状態やおなかの赤ちゃんの育ち具合などを見るために、身体測定や血液・尿・超音波検査などを行います。妊婦一般健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

安全な出産のためには健診が非常に大切です。妊婦一般健康診査を必ず受けましょう。

妊婦初期～妊娠週数23週までは……4週間に1回受診
 妊娠週数24週～35週までは……………2週間に1回受診
 妊娠週数36週以降は……………1週間に1回受診

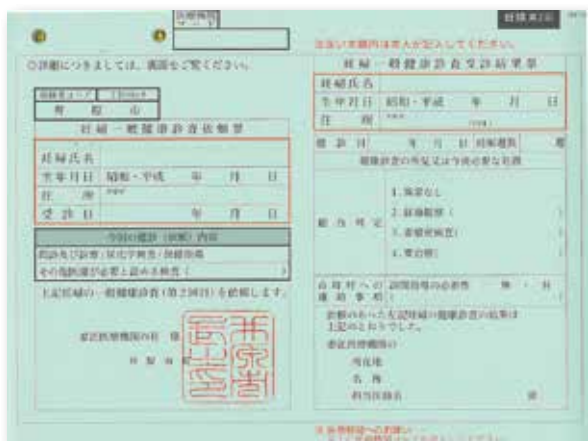
※異常を感じた場合は、その都度受診しましょう。

母子保健ガイド（母子健康手帳別冊）にとじ込みの「妊婦一般健康診査依頼票（受診券）」の各受診券に記載されている健診項目については最多で14回の公費助成（健診料助成）が受けられます。妊娠の経過等により、医師が必要と認める検査や治療を行った場合には、別途自己負担が発生することがあります。

※契約助産所・助産院でも受診券をご利用いただけます。

※里帰り出産等、契約外医療機関での受診の場合、申請により費用が償還払いされます。ただし、受診日の翌月から1年以内の申請が必要です。

詳しくは、健康医療課にお問い合わせください。



Chapter 1
赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2
赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3
子どもの健康

Chapter 4
子育て相談

Chapter 5
病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6
ひとり親家庭のために

⑨妊婦歯科健康診査

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

妊娠中は体調不良やつわりなどにより普段と異なる食生活になり、気がつくと口腔内の状態が悪くなっている場合があります。そのため、むし歯を作りやすく、歯肉炎も起こしやすくなります。

さらに、子どものむし歯の原因は、お母さんの口の中にいる菌からの感染も関連すると言われています。妊娠中に歯科診察と保健指導を受けておきましょう。

市では、市内の歯科医院（P76参照）で妊娠中に1回無料で口腔内診査と相談が受けられる制度を設けています。お母さんのお口の健康と生まれてくるお子さんのむし歯予防のためにもぜひ受診してください。

※受診票は母子健康手帳と同時に交付しています。

※受診の際には妊婦歯科健康診査無料受診票と健康保険証、母子健康手帳を歯科医院へ持参してください。

**受ける時期：妊娠安定期の早い時期
（最適な時期は妊娠4か月～7か月）**

妊婦歯科健康診査のご案内

井原市では、妊娠中に1回、無料で口腔内診査と相談を受けることができます。
お母さんのお口の健康と、生まれてくるお子さんのむし歯予防のためにも、ぜひ受診してください。

1. 受診時期…妊娠安定期の早い時期(4～7か月)
2. 実施機関…市内歯科医療機関
3. 診察料金…無料
4. 持ち物…○妊婦歯科健康診査無料受診票(本紙)
(裏面に診察にあらかじめ記入し、ご持参ください)
○母子健康手帳
○健康保険証

※診察で治療が必要となった場合、保険診療となります。

<お問い合わせ先>
井原市健康医療課(井原保健センター内)
☎62-8224

診査者(医療機関)名

妊婦歯科健康診査無料受診票

診査日 年 月 日

現在歯・喪失歯の状況 (奥歯から9本、前歯両側の平歯7本について◎を記入)

右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1.健全歯数	2.喪失歯数	3.総歯数	4.現在歯数	5.家科検診数	6.口腔検診数
/	○	○	1+2+3	△	△

歯肉の状況	口腔清掃状況
なし・歯肉炎・歯肉炎	良好・普通・不良
歯石の状況	主な歯の腐食
なし・あり	なし・あり 歯(楔状欠損等)・歯列咬合 ・顎関節症・虫歯
処置内容	
1 異常なし 2 要指導 3 要検査 4 要治療	a. 歯石除去・ 経通根管等 b. 歯周治療 c. うね治療 d. 補綴処置 e. その他

井原市への連絡事項
1. 歯科にて診察時・治療時 2. 歯科にて診察 3. 医師にて診察 4. 検査結果を報告
5. その他

⑩ 新生児聴覚検査

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

おおよそ生後3か月までの赤ちゃんを対象に、赤ちゃんの耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）を産科医療機関で実施しています。聴覚の障害を早く発見して、適切な援助をすることにより言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。

契約医療機関（一定の基準を満たす産科医療機関）で新生児聴覚検査を希望する場合、母子保健ガイド（母子健康手帳別冊）にとじ込みの「新生児聴覚検査依頼票」に必要事項を記入し、医療機関へ提出することにより公費助成（検査料の半額助成）が受けられます。

県外などの聴覚検査を実施していない医療機関で出産された場合も、下記5か所の医療機関で、外来で新生児聴覚検査を受けることができます。

※里帰り出産等、契約外医療機関での受診の場合、申請により、費用が償還払いされる場合があります。詳しくは、健康医療課にお問い合わせください。

外来新生児聴覚スクリーニング実施機関

医療機関	所在地	予約電話番号
岡山赤十字病院	岡山市北区青江二丁目1-1	086-222-8811
岡山済生会総合病院 小児科外来	岡山市北区国体町2-25	086-252-2211
倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250	専用電話 0120-120-353（県内一般、公衆） 086-422-2112（県外または携帯）
津山中央病院	津山市川崎1756	0868-21-8111
総合病院 落合病院	真庭市上市瀬341	0867-52-1133

～子どもの聴覚に関するお問い合わせは、次の施設でも受け付けています～

児童発達支援センター 岡山かなりや学園	岡山大学病院耳鼻咽喉科
岡山市北区西古松321-102 電話 (086) 241-1415 FAX (086) 241-3017 e-mail kanariya@po.harenet.ne.jp	岡山市北区鹿田町二丁目5-1 電話 (086) 235-7307 FAX (086) 235-7308 e-mail jibika@cc.okayama-u.ac.jp

⑪国民年金保険料の産前産後免除

●お問い合わせ 市民課保険年金係 ☎62-9514
芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

国民年金第1号被保険者が出産する場合、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日（または出産日）が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

また、産前産後免除期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに年金保険料を納付済みの場合は還付されます。

届出は住民登録をしている市町村で、出産予定月の6か月前から行うことができます。出産日が平成31年2月1日以降の人であれば、出産後でも届出が可能です。

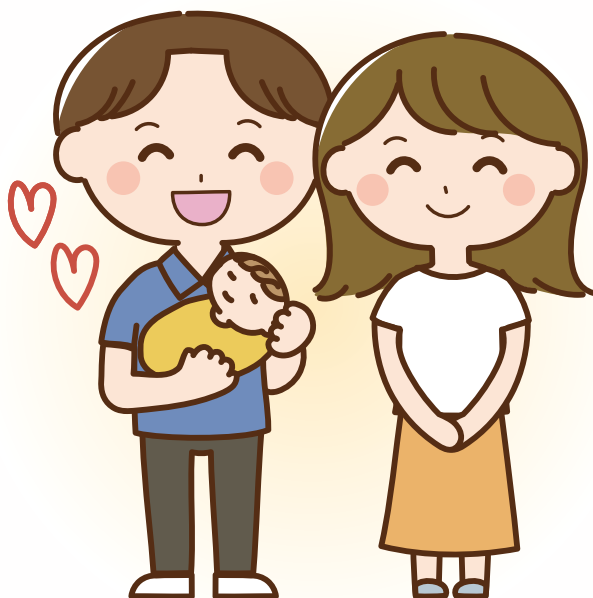
【必要なもの】

- ・母子健康手帳
- ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）



第2章 Chapter.2

赤ちゃんが 生まれてから



① 出生届

- お問い合わせ 市民課戸籍住民係 ☎62-9513
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内（ただし、14日目が休日にあたる場合はその翌開庁日）に出生届を提出することになっています。

出生地、本籍地、届出人の住所地等へ届け出てください。

【必要なもの】

- ・ 出生証明書（出生届）
- ・ 母子健康手帳



© Mercis bv

② 出産育児一時金

- お問い合わせ 市民課保険年金係 ☎62-9514
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

出産された人に、加入している医療保険から出産育児一時金が支給されます。支給額は出生児1人につき原則として420,000円（在胎週数22週未満の出産の場合などには40万4千円※）です。

原則として医療保険者から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われます。

医療機関の窓口で健康保険証を提示し、申請をしてください。

出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合、加入している医療保険へ申請することにより、差額が支給されます。

※令和4年1月1日からは、40万8千円となります。

【差額支給の際に必要なもの】

- ・ 健康保険証（出産した被保険者のもの）
- ・ 世帯主名義の金融機関の口座番号がわかるもの
 （世帯主以外の方が受けとる場合は「受領委任状（申請書に記載欄あり）」が必要です）
- ・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

③児童手当

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。

【支給額】

3歳未満の児童	15,000円（月額）
3歳以上～小学生	
第1子	10,000円（月額）
第2子	10,000円（月額）
第3子以降	15,000円（月額）
中学生	10,000円（月額）

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.0万円
5人	812.0万円	1,040.0万円

※ただし、前年の所得（1月から5月分の手当は前々年）が所得制限限度額以上の場合には上記にかかわらず5,000円（月額）となります。

※認定請求した日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

【支給月】

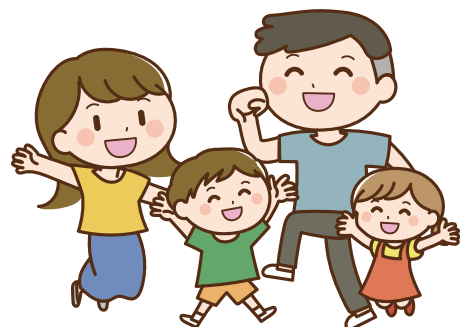
毎年2月・6月・10月

※それぞれの前月分までが支給されます。

※各月の7日が支給日です。7日が土・日・祝日の場合は、前日の平日が支給日となります。

【申請に必要なもの】

- ・受給者の年金加入証明書または、健康保険証の写し（国民年金加入者は不要）
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- ・その他必要に応じて提出する書類（養育している児童と別居している場合など）



④子ども医療費の給付

●お問い合わせ	子育て支援課	☎62-9517
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

【対象者】 市内に住民登録があり、健康保険に加入している人。
対象年齢は満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※ただし、下記のいずれかに該当する人は対象外です。

- ・社会保険の本人である人
- ・所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人

【給付の範囲】 保険診療にかかる自己負担分を全額助成します。
※ただし、下記の場合は対象になりません。

- ①生活保護受給者や無保険期間
- ②保険外分（健診料等、健康保険が適用されないもの）
- ③交通事故等（第三者行為）による外傷等 ※この場合、医療機関等に照会が必要
- ④学校（保育園・幼稚園含む）管理下において不慮の事故等で発生した傷病による受診（学校で加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を優先する）

【資格者証】 出生や転入されたときは、お子さんの健康保険証をお持ちのうえ、子育て支援課または各支所振興課へ申請してください。後日、「子ども医療費受給資格者証」を交付します。

申請書は、子育て支援課、各支所振興課にあります。

【給付】 ○**県内の医療機関で受診するとき**

受給資格者証と健康保険証を医療機関の窓口で提示することで、原則、医療費（保険診療分）の自己負担はありません。ただし、受給資格者証を提示できない場合は医療機関の窓口でいったん料金をお支払いください。その後、払い戻しの申請をすることで給付を受けられます。

○**県外の医療機関で受診するとき**

受給資格者証は使用できません。医療機関の窓口でいったん料金をお支払いください。その後、「子ども医療費給付申請書」（ピンク色）に記入し、医療機関の証明を受けて、子育て支援課、各支所振興課へ申請してください。後日、指定の口座へ振込みます。

【子ども医療費給付申請書】（ピンク色）について

- ・領収書（レシート不可）を医療機関の証明の代わりにすることもできます。
- ・領収書での申請は、必ず領収書を1か月分まとめてください。
- ・給付申請書は診療月ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも入院と外来は別、医科と歯科等の診療科も別）に1枚ずつ必要です。
- ・申請の受付は、県内受診・県外受診とも診療日から1年以内に限ります。
- ・入院等で医療費が高額になり、健康保険各法の高額療養費に該当する場合は、先に健康保険の保険者へ高額療養費の請求をしてください。保険者が発行する支払通知等を確認させていただきます。
- ・申請書は、子育て支援課、各支所振興課にあります。

⑤産後ママあんしんケア事業

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

産後のお母さんとお子さんのために、指定の医療機関や助産所で育児指導や母乳相談を受けた場合、利用料金の一部を助成します。

【対象者】 市内住民登録があるお母さんとお子さんで、医療行為を必要としない、次のような不安や悩みのある人

- ・産後の体調の回復や育児不安等がある人
- ・産後の休養や栄養、乳房の手当等に不安がある人
- ・産後の育児支援者の協力を得るのが難しい人

【利用可能期間】 産後1年未満

【利用可能範囲】 宿泊型ケア：7泊8日まで

日帰り型ケア：7日まで

母乳相談：7回まで

※一対象者につき通算7単位以内

【助成額】 宿泊型ケア：1泊2日当たり（上限） 20,000円

日帰り型ケア：1日当たり（上限） 12,000円

母乳相談：1回当たり（上限） 2,500円

（初回のみ4,000円）

【自己負担額】

利用したサービスの総額から上記の助成額を差し引いた額の自己負担が必要になります。

【利用可能施設】

施設名	所在地	電話番号
井口産婦人科小児科医院	福山市神辺町新湯野71-4	084-963-0730
しおり助産院	福山市神辺町上御領82-1	084-967-5377
三宅医院	岡山市南区大福369-8	086-282-5100
くにさだ助産院	笠岡市新賀3310	0865-69-5707
たんぼぼ助産院	倉敷市中帯江24-11	086-436-1980

※利用には、事前に健康医療課（井原保健センター内）での手続きが必要です。

※施設によって利用できるサービスが異なります。詳しくは、健康医療課へお問い合わせください。

⑥産婦健康診査

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

産後は生活の変化や、ホルモンバランスの変化などから、心身の不調をきたしやすいと言われていま
す。産後の心身の回復や授乳状況などお母さんの健康状態を確認する大切な健診です。産後うつ
の予防など、お母さんの心や体の健康のために、産婦健康診査事業を実施しています。

	使用目安時期	健診内容	公費負担額
第1回	産後2週間頃	健康状態・育児環境の把握、体重・ 血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、 エジンバラ産後うつ病質問票	上限5,000円 (2回以内)
第2回	産後1か月頃		

母子保健ガイド（母子健康手帳別冊）にとじこみの「産婦健康診査依頼票（受診券）」に記載されて
いる健診項目について、2回の公費助成（健診料助成）が受けられます。

※里帰り出産等、契約外医療機関での受診の場合、申請により費用が償還払いされます。

ただし、受診日の翌月から1年以内の申請が必要です。

詳しくは、健康医療課にお問い合わせください。

(表面)

(裏面)

第3章 Chapter.3

子どもの健康



① 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

赤ちゃんの健やかな成長とお母さんの育児を応援するため、赤ちゃんが生まれた家庭すべてを保健師等が訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児相談等を行っています。

赤ちゃんが生まれて1か月以内にお電話いただくか、母子保健ガイド添付の新生児相談票に必要事項を記入し、健康医療課まで持参、または郵送してください。（B 新生児連絡票）

右のQRコードからでも連絡いただけます。

B 新生児連絡票	
年 月 日	
現住所	TEL
里帰り先住所 <small>（里帰り中の方）</small>	（連絡先）
世帯主氏名	
フリガナ 母の氏名	（ 歳）
フリガナ 子の氏名 <small>（生まれている場合）</small>	男・女
子の出生年月日	年 月 日
子の出生時体重	グラム 出生順位 第 子
訪問について	1. 希望する 2. 希望しない
現住所への届名予定日 <small>（里帰り中の方）</small>	年 月 日
困っていること、相談したいことがあったら記入してください。	
<small>※赤ちゃんの保健指導に必要な場合は、この内容について所管の保健所に加らせる場合がありますので、どうぞご了承ください。</small>	



② 未熟児訪問

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満のときは、低体重児出生届が必要です。

保健師等が訪問し、発育・育児について相談に応じます。



③ 養育医療費の給付

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

生後すみやかに適切な処置を講ずる必要がある未熟児に対して、公費でその養育に必要な医療費の助成を行います。

- 【必要なもの】
- ①養育医療給付申請書（申請者が記入）
 - ②養育医療意見書（医師が記入）
 - ③世帯調書
 - ④同意書
 - ⑤申出書
 - ⑥子どもの健康保険証（コピー）
 - ⑦個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
※世帯全員分必要です。
 - ⑧世帯全員の市町村民税額を証明する書類
※④同意書を提出された方は、証明書類の提出を省略できる場合があります。

○指定医療機関の医師による診断があった場合に助成されます。

○手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますので、ご注意ください。

④ ベビーセミナー

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

生後3～4か月の赤ちゃんと家族を対象にした教室です。対象者には事前にご連絡します。

- 【対象者】 生後3～4か月の赤ちゃんと家族
- 【場 所】 井原保健センター
- 【内 容】 体格測定、親子ふれあい遊び、育児相談など

⑤ 離乳食教室

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

ごっくん教室

離乳食の講話、試食、個別相談を行っています。受講される人は申し込みをしてください。

- 【場 所】 井原保健センター
- 【対象者】 生後5～7か月児
- 【持ち物】 マスク、母子健康手帳、筆記用具、赤ちゃんに必要なもの
※日程は保健事業計画表でご確認ください。

かみもぐ教室

離乳食の調理実習や個別相談を行っています。受講される人は申し込みをしてください。

- 【場 所】 井原保健センター
- 【対象者】 生後8～12か月児
- 【持ち物】 マスク、エプロン、三角巾、筆記用具、手拭き用タオル、母子健康手帳、おんぶひも（必要な方）、赤ちゃんに必要なもの
※日程は保健事業計画表でご確認ください。

⑥乳幼児健康診査

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

子どもの心身の健康状態を確認し、食事やしつけ、予防接種や諸制度について等、子育てのアドバイスをしています。同年齢の子ども同士のふれあいや親の交流・情報交換の場としてもご利用ください。

○乳児一般健康診査

母子保健ガイドに受診票が2枚付いています。この受診票により乳児（0歳児）は2回、医療機関で健康診査が無料で受けられます。発育・発達面でとても大切な時期です。ぜひ受診してください。受診票が使用できるのは、岡山県内の医療機関、福山市、府中市の契約医療機関です。



○4か月児健康診査（4～5か月児）

井原保健センター

体格測定・内科診察・離乳食相談・育児相談・ブックスタート

○1歳6か月児健康診査（1歳6～7か月児）

井原保健センター

体格測定・内科診察・歯科診察・育児相談・歯科相談・幼児食相談・発達相談（要予約）

○2歳児健康診査（2歳5～6か月児）

井原保健センター

体格測定・歯科診察・歯科相談・育児相談・幼児食相談・セカンドブック・親子遊び・発達相談（要予約）

○3歳児健康診査（3歳5～6か月児）

井原保健センター

体格測定・内科診察・歯科診察・育児相談・歯科相談・幼児食相談・発達相談（要予約）

※井原保健センターで行う乳幼児健康診査は、健診日の1か月前までに該当者に案内します。

⑦ 予防接種のスケジュール

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

予 防 接 種

ワクチンの名前	種類	予防する病気	接種回数	0~3か月	3~6か月	6~12か月	12~18か月
ロタウイルス	生	ロタウイルスによる嘔吐、下痢、発熱	1価:2回 5価:3回				
Hib(インフルエンザ菌b型)	不活化	インフルエンザb型による髄膜炎、敗血症、肺炎など	4~1回				
小児用肺炎球菌	不活化	肺炎球菌による髄膜炎、敗血症、肺炎など	4~1回				
B型肝炎	不活化	B型肝炎	3回				
四種混合(DPT-IPV)	不活化	百日ぜき、ジフテリア、破傷風、ポリオ	4回				
BCG	生	結核	1回				
麻しん風しん混合(MR)	生	麻しん(はしか)風しん	2回				
水痘	生	みずぼうそう	2回				
日本脳炎	不活化	日本脳炎	4回				
二種混合(DT)	不活化	ジフテリア破傷風	1回				
子宮頸がん	不活化	子宮頸がん	3回				
任意接種 おたふくかぜ	生	おたふくかぜ	2回				
任意接種 インフルエンザ	不活化	インフルエンザ					

○このスケジュールはあくまでも一例です。周りの流行状況、集団生活の有無などによって適宜変更してください。
○定期接種料金については公費負担、任意接種料金については自費です。

Chapter 1 赤ちゃんが生まれるまで
Chapter 2 赤ちゃんが生まれてから
Chapter 3 子どもの健康
Chapter 4 子育て相談
Chapter 5 病気や身体が不自由なお子さんのために
Chapter 6 ひとり親家庭のために



標準接種対象年齢（受けるのに望ましいとされる年齢）
 接種対象年齢

2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
①1価：4週以上の間隔で2回接種（※P23表③参照） ②5価：4週以上の間隔で3回接種														
27日以上の間隔で3回、7～13か月までの間隔において1回接種 接種開始が生後7か月以降では回数が変わります（※P22表①参照）														
27日以上の間隔で3回、生後12～15か月までに追加接種 接種開始が生後7か月以降では回数が変わります（※P22表①参照）														
1歳未満：3回接種（標準：2～9か月）														
1期初回：20日以上の間隔で3回接種（標準：3～12か月） 1期追加：1期初回終了後12～18か月までの間隔において1回接種														
1歳未満：1回接種（標準：5～8か月）														
12～24か月未満 小学校入学前の1年間														
12～15か月までに1回、1回目終了後6～12か月までの間隔において1回接種														
※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満までの間接種できます														
1期初回：6日以上の間隔において2回接種（標準：3歳） 2期：9～13歳未満（標準：9歳） 1期追加：1期初回終了後6か月以上において1回接種（標準：4歳）														
11歳以上13歳未満（標準：小学6年）														
小学校6年～高校1年女子、3回接種（※P22表②参照）														
1歳を過ぎたら早めに接種 集団生活に入る前に接種														
毎年（10月、11月などに）2回接種 13歳より1回接種														

○接種対象期間（年齢、間隔）を過ぎた場合は、自己負担での接種になりますので、ご注意ください。（令和3年4月現在）
 ○接種時期・回数については、かかりつけ医とご相談のうえ、接種してください。

Chapter 7 はたらくお父さん・お母さんのために
 Chapter 8 楽しみながら子育てを
 Chapter 9 子育てみんなで応援
 Chapter 10 子どもを預けるときは
 Chapter 11 子育て
 施設マップ
 資料編

⑧ 予防接種の注意点

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

【予防接種の注意点】

- ・ 予防接種の際は必ず母子健康手帳・予診票をお持ちください。（予診票は医療機関にもあります）
- ・ 体調の良いときに、保護者がお連れください。保護者が同伴できない場合は、予診票下部の委任欄への記入・押印が必要です。

【予防接種回数の注意点】

① Hibワクチン、小児用肺炎球菌は接種開始時期によって接種回数異なります。

1回目の接種開始時期	Hibワクチン	小児用肺炎球菌
生後2か月～7か月未満	初回接種：生後12か月未満までに、27日以上の間隔で3回。 追加接種：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回。 <u>接種回数は計4回</u>	初回接種：生後24か月未満までに、27日以上の間隔で3回。 ただし、2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目の接種は行わない。 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1歳以降に1回。 <u>接種回数は計4回</u>
生後7か月～1歳未満	初回接種：生後12か月未満までに、27日以上の間隔で2回。 追加接種：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回。 <u>接種回数は計3回</u>	初回接種：生後24か月未満までに、27日以上の間隔で2回。 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1歳以降に1回。 <u>接種回数は計3回</u>
1歳～2歳未満	<u>1回接種</u>	60日以上の間隔をおいて <u>2回接種</u>
2歳～5歳未満		<u>1回接種</u>

② 子宮頸がん予防ワクチンは、ワクチンの種類によって接種間隔異なります。

ワクチン	接種間隔
2価ワクチン（サーバリックス®）	1か月以上の間隔をあけて2回接種後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をあける
4価ワクチン（ガーダシル®）	1か月以上の間隔をあけて2回接種後、2回目の接種から3か月以上の間隔をあける

※積極的な接種勧奨を差し控えています。定期接種としての位置づけは変わっておらず、定期接種としてワクチン接種を受けることが可能です。（令和3年6月現在）

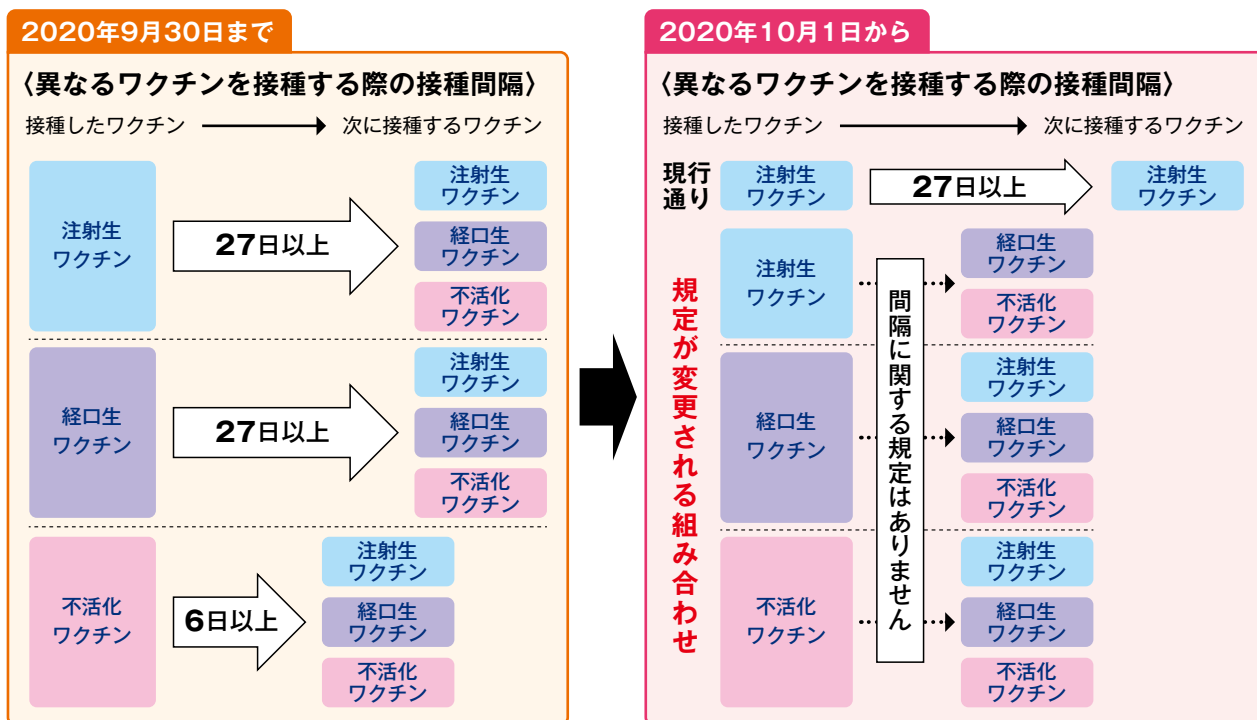
接種する場合は、ワクチンの有効性と接種による副反応のリスクを十分に理解し、医師と相談のうえ、接種してください。

③ロタウイルスワクチンは、ワクチンの種類によって接種回数異なります。

対象年齢	標準的な接種期間	回数	接種間隔
1価ワクチン（ロタリックス） 生後6週0日～生後24週0日に至るまで	初回接種については、生後2か月～出生14週6日後に至るまで	2回	27日以上の間隔をあける
5価ワクチン（ロタテック） 生後6週0日～生後32週0日に至るまで	初回接種については、生後2か月～出生14週6日後に至るまで	3回	27日以上の間隔をあける

【予防接種の間隔】

異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルールが一部変更されました。



〈注意〉

- ・接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹などの症状が出ることがあります。規定上接種が可能な期間であっても、必ず、発熱や接種部位の腫脹がないことなど、体調に問題がないことを確認してから、接種してください。
- ・特に医師が認めた場合、同時接種を行うことができます。
- ・同一のワクチンを複数回接種する場合の接種間隔については添付文書等の規定に従ってください。

医薬品・医療機器等安全性情報より

【予防接種実施医療機関】

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
井原市民病院小児科	62-1133	國司内科医院	63-0739
小田病院	62-1355	長尾整形外科リハビリテーション科	62-2510
菅病院	62-2831	原田内科医院	63-1620
ほそや医院	62-1373	前谷内科クリニック	63-4888
森本整形外科医院	62-6000	赤木医院	74-0802
鳥越医院	63-1656	河合医院	72-1556
青木内科	67-3138	赤木医院共和診療所	74-0624
井原第一クリニック小児科	67-0632	山成医院	72-0101
きのこ診療所	62-7020	美星国保診療所	87-2525
井原腎泌尿器科クリニック	62-2960	三宅医院	87-2303
大山胃腸科放射線科内科	65-0065	※必ず事前に電話予約をしてください。	

- 岡山県内の協力医療機関でも接種できます。
- 県外で接種する場合は、事前に健康医療課（井原保健センター内）での手続きが必要です。
- 医療機関によって実施している予防接種の種類が異なります。各医療機関にお問い合わせください。



⑨急病時などの電話相談

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

～子どもの夜間の急病にアドバイス～

小児救急医療電話相談

子どもの夜間の急な発熱、けいれんなど具合が悪くなった際の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法などについて看護師等が電話でご相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスをおこないます。

相談電話番号 #8000 または 086-801-0018

*携帯電話やNTTのプッシュ回線からも利用できます。

【利用日時】 (1) 休日等 土曜、日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3)の
午後6時～翌朝8時

(2) 平日 月～金曜の午後7時～翌朝8時

【対象者】 県内にお住まいのおおむね15歳以下の子どもとその保護者

～子どもの誤飲事故が起こったら～

意識が無い、けいれんを起こしているなど、すでに重い症状があるときは、直ちに救急車を呼びます。化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、判断に迷った場合は下記にご相談ください。

◎中毒110番 大阪：072-727-2499 (365日24時間対応)

つくば：029-852-9999 (365日午前9時～午後9時対応)

※焦らずに誤飲した物を確認し、子どもの年齢や体重、品物の正確な名称、飲んだ量など事故の状況を伝えてください。

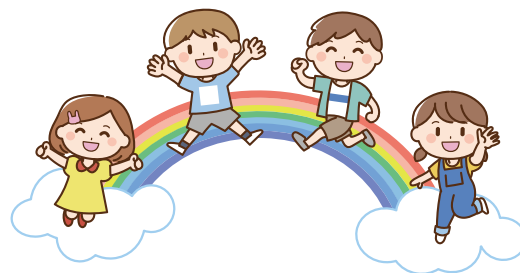
◎たばこ誤飲事故専用電話 072-726-9922 (365日24時間テープ対応)




⑩子どもがかかる感染症

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

病名	感染期間 (うつりやすい期間)	特徴
百日ぜき 	咳出現後3週間	<ul style="list-style-type: none"> ●咳がひどくなり連続的な咳が続く(コンコンコン) ●咳の最後「ヒュー」という音をさせ息を吸う ●夜に激しい咳 ●咳の発作のない間はわりと元気。熱はない
インフルエンザ 	発症1日前から発症後3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ●39度前後の高熱が3～4日続く ●全身症状(倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛)や、のどの痛み、咳、鼻水を伴う
伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部が治るまで	<ul style="list-style-type: none"> ●鼻周囲や体幹、四肢等の全身に水ぶくれやびらん、かさぶたができる ●患部をひっかいたり、かきむしったりすることで、湿疹や虫刺され部位等の小さな傷を介して感染する
突発性発疹	発熱前後	<ul style="list-style-type: none"> ●突然の高熱(38～39度)が3～4日続く ●熱が下がると同時に全身に細かい発疹が2、3日 ●ブツブツの混じった下痢になることがある ●熱が高いわりに赤ちゃんは元気
ノロウイルス感染症	症状のある間と、症状消失後1週間	<ul style="list-style-type: none"> ●主な症状は嘔吐と下痢 ●感染力が非常に強く、少量のウイルスで感染する
ロタウイルス感染症 	症状のある間と、症状消失後1週間	<ul style="list-style-type: none"> ●米のとぎ汁のような白色の下痢便 ●主な症状は嘔吐と下痢 ●発熱を伴う場合が多い
RSウイルス	咳や息苦しさのある間	<ul style="list-style-type: none"> ●38～39度の発熱、咳、鼻水などのかぜ症状 ●生後6か月未満の乳児が感染した場合、重症化し入院が必要になることがある ●一度かかっても何度も罹患する可能性がある
ヘルパンギーナ	発症から数日間	<ul style="list-style-type: none"> ●38度以上の高熱、のどの痛み ●口の中に赤い発疹 ●便からは1か月程度ウイルスが排出されるため、オムツを取り扱う際には手袋をする等の注意が必要



病名	感染期間 (うつりやすい期間)	特徴
手足口病	水疱が発症して数日間	<ul style="list-style-type: none"> ●手のひら、足の裏、おしり、口の内に(口内炎)米粒大の水疱 ●水疱は1週間程度でしぼみ消失 ●発疹(水疱)以外は無症状 ●熱はでないが微熱 ●口内炎で食欲がおちることがある
麻疹 (はしか) 	発症1日前から発疹出現後4日程度	<ul style="list-style-type: none"> ●38度の熱、咳や鼻汁などかぜ症状 ●目の充血が3～4日続く ●口の中にコプリック斑(白いブツブツ)が半日～1日 ●コプリック斑に1日おくれ発疹出現、耳の後ろ、首、顔から全身に広がる ●発疹のでている間も熱、かぜ症状は続く
水痘 (みずぼうそう) 	発疹出現1～2日前からすべてかさぶたになるまで	<ul style="list-style-type: none"> ●赤い米粒大の発疹1、2コ出現 ●半日～1日で全身に広がる ●発疹が水疱になる(かゆみあり) ●3～4日で乾いてかさぶたになる ●発疹はところかまわず口、頭の中にもでる
風疹 (三日はしか) 	発疹出現の前後1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ●38度くらいの急な発熱と同時に発疹が首から全身へ。腕、ももには少なめ ●耳や頭の後ろのリンパ節の腫れ(触るとぐりぐり) ●軽い咳、のどの痛み
伝染性紅斑 (りんご病) 	発疹出現前の1週間	<ul style="list-style-type: none"> ●両側のほほにリンゴ様紅斑。斑点状になり1～2日で腕、足の外側にもレース状の発疹(4、5日で治る) ●熱はでないが微熱 ●陽にあたるとかゆみが増すことがある
新型コロナウイルス 感染症 	発症2日前から発症後7～10日程度	<ul style="list-style-type: none"> ●37.5度以上の発熱、咳、息苦しさ、倦怠感 ●味覚や嗅覚に異常があるときも注意が必要 ●感染しても無症状の場合がある ●多くは1週間ほどで回復する

 …予防接種あり

⑪感染症の予防

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

どうやって感染するの？

◆空気感染

細菌やウイルスが空気中に飛び出し、1m以上の長い距離を長時間漂い、人に感染させることです。

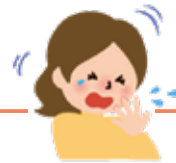
→麻疹（はしか）、水痘（みずぼうそう）、結核 等



◆飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをしたときにつばと一緒に細菌やウイルスが放出され、ほかの人の口や鼻などに入ることによって感染します。

→百日ぜき、風しん、インフルエンザ、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）、新型コロナウイルス感染症 等



◆接触感染

感染した人が咳やくしゃみを手で抑えた後、その手で周囲のものを触り、それをほかの人が触ることで細菌やウイルスが手に付き、そこから目や鼻などを通じて感染します。

→咽頭結膜熱（プール熱）、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 等



◆経口感染

細菌やウイルスに汚染された食べ物を、生または十分に加熱しないで食べた場合や、感染した人が調理中に手指等を介して食品や水を汚染し、その汚染食品を食べたり飲んだりした場合に感染します。

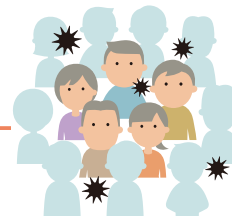
→感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）等

◆マイクロ飛沫感染

換気の悪い密室空間等において、小さな飛沫である粒子が空気中をしばらく漂うため、長時間滞在することで感染します。

通常、会話や咳で飛散するつばなどの大きな飛沫は1~2mほどで落下しますが、小さな飛沫は広い範囲をしばらく漂い続けます。「空気感染」より近い距離で感染します。

→新型コロナウイルス感染症 等



感染防止の基本

●手洗い

手や指に付いた細菌やウイルスへの対策は、手洗いを徹底することが重要です。帰宅時はもちろん、調理、食事前、トイレの後、咳やくしゃみをした後にも、丁寧な手洗い（30秒以上）を実践しましょう。また、外出先でもこまめに石けん等による手洗いを行きましょう。

手や指に付着している細菌やウイルスの数は、石けん等で10秒もみ洗いし、水で15秒すすぐと1万分の1に減らせることがわかっています。

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

手の甲をのぼすようにこすります。

指先・爪の間を念入りにこすります。

指の間を洗います。

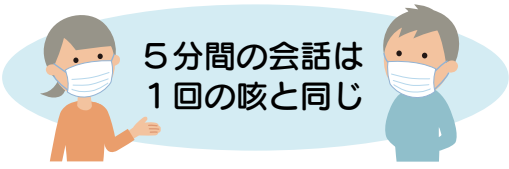
親指と手のひらをねじり洗います。

手首も忘れずに洗います。

※流水で十分に洗い流し、清潔なタオルやペーパータオルで拭き取って乾かしましょう。
 ※アルコール手指消毒も予防に効果的です。
 ※しっかり手を洗えば、さらにアルコール消毒を行う必要はありません。

● マスクの着用

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫や、そこに含まれるウイルスなどの病原体が飛び散ることを防ぎます。



正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う

2 ゴムひもを耳にかける

3 隙間がないよう鼻まで覆う

※マスクの表面に付着したウイルスなどが手につかないように、マスクの表面には触れないようにしましょう。
 ※屋外の人通りの少ない道など、人と十分な距離が確保できる場合には、マスクの着用は不要です。

- 食事や睡眠をしっかりととり、規則正しい生活を心がけましょう。
- ワクチンで予防できる感染症は、早めに予防接種を受けましょう。

Chapter 7 はたらくお父さん・お母さんのために
 Chapter 8 楽しみながら子育てを
 Chapter 9 子育てみんなで応援
 Chapter 10 子どもを預けるときは
 Chapter 11 子育て
 施設マップ
 資料編

第4章 Chapter.4

子育て相談



①子育て相談（全般）

●お問い合わせ それぞれ下記へお問い合わせください。

子どもの発育・発達面が気になったり、子育てが不安になったり、「ちょっと育てにくいと思うことがある」「意思疎通がうまくいかない」「誰に相談すればいいかわからない」など、このようなことで悩んだときには、ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。

子育て支援サービスなどの情報提供のほか、適切な機関を紹介します。

◆子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）

- 相談内容：子ども・家庭全般に関すること
※発達支援コーディネーターへの相談も可能です。
相談室にはキッズスペースを備えています。
- 相談時間：月～金曜日までの平日 午前8時30分～午後5時
- お問い合わせ ☎ 62-9517
E-mail: kosodate@city.ibara.lg.jp

◆健康医療課（子育て世代包括支援センター）

- 相談内容：妊娠期の相談、発育・発達・生活習慣・栄養等
- 相談時間：月～金曜日までの平日 午前8時30分～午後5時
- お問い合わせ ☎ 62-8224 FAX 62-8249
E-mail: kenkouiryoushi@city.ibara.lg.jp

◆子育て支援センター（地域子育て支援拠点）

- 相談内容：発育・発達・生活習慣等
- 相談時間：月～金曜日までの平日 午前8時30分～午後6時
- お問い合わせ 井原市子育て支援センター ☎62-4970 FAX62-1609
たかや子育て支援センター ☎67-0115 FAX67-0122

◆児童会館（地域子育て支援拠点）

- 相談内容：発育・発達・生活習慣等
- 相談時間：午前10時～午後0時、午後1時～午後5時
※ただし、毎週月曜日・第3日曜日、年末年始（12月28日～1月4日）、臨時休館日を除く。
- お問い合わせ 井原児童会館 ☎62-8117 木之子児童会館 ☎62-4404
高屋児童会館 ☎67-3760 芳井児童会館 ☎72-1312

◆つどいの広場（地域子育て支援拠点）

- 相談内容：発育・発達・生活習慣等
- 相談時間：月～金曜日までの平日
午前9時30分～午後4時
- お問い合わせ ☎62-7708

②きらり広場

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

子育てや発達などで不安や悩みを持つ親子を対象に、小集団による遊びや相談を実施しています。
(言葉の遅れ、落ち着きのなさ、育てにくさ等)

【場 所】 井原保健センター
※利用されるときは事前に予約が必要です。

③児童相談・教育相談

●お問い合わせ 家庭児童相談室・教育相談室 ☎62-8090

学校（幼稚園・保育園）生活・家庭生活または社会生活において悩みをもつ幼児・小学生・中学生・高校生やその保護者等の相談に応じます。

不登校・人間関係・家庭生活・問題行動・障害・虐待・進路等の相談を行っています。

- 開室時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝祭日・年末年始は休み）
- 適応指導 電話相談・来室相談・訪問相談

◆特別相談

倉敷児童相談所井笠相談室相談員による相談（原則として毎月第3金曜日）

④児童虐待相談

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
家庭児童相談室 ☎62-8090
倉敷児童相談所 ☎086-421-0991
倉敷児童相談所井笠相談室 ☎0865-69-1680
児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）局番無しの「189」番

保護者（現に児童を監護する人）が子どもに対して、身体的・心理的・性的に危害を加える、適切な養育を与えない等の児童虐待の心配や疑いがある場合の相談や、虐待を受けたと思われる児童を発見した人の相談を受け付けています。

⑤適応指導

●お問い合わせ 適応指導教室「大山塾」 ☎090-7130-5321

学校生活に適応しにくい（不登校の）小学生・中学生が学校適応や学校復帰および自立できるよう、一定の期間、相談・指導・援助をします。

- 指導時間 月・水・金曜日・・・午前9時～午後0時
火・木曜日・・・午前9時～午後3時
- 指導内容・方法 学習、運動、体育活動、レクリエーション、教育相談等

⑥就学援助

●お問い合わせ 教育委員会学校教育課 ☎62-9532

義務教育上の費用（学用品費・修学旅行費・給食費等）にお困りの世帯に援助を行う制度です。援助を希望される方は、通学する学校か教育委員会学校教育課へご相談ください。

⑦言語療育相談

●お問い合わせ 子ども療育センター笠岡学園 ☎0865-66-0844
ふれあい福祉相談センター ☎62-1484
スマイル教室（井原小学校） ☎62-0029
療育支援事業所てくてく ☎63-2003

【子ども療育センター笠岡学園】

ことばや歩行の遅れ、子どもの生活習慣の確立など子育ての相談を行います。

【ふれあい福祉相談センター】

井原市社会福祉協議会で実施する相談事業で療育に関する相談を行います。

【スマイル教室】

「ことばの発達が遅い」、「吃音がある」、「幼児音がある」、「発音が不明瞭である」などのことばに関する相談を井原小学校内にある「スマイル教室」で受け付けています。

○相談受付 月～金曜日 午前8時15分～午後4時45分
(ただし、祝祭日及び年末年始等、学校が休みの日を除く)
※利用については事前に予約が必要です。
お子様の通う学校等に相談するか直接電話で申し込んでください。

○対象者 幼児・児童

【療育支援事業所てくてく】

子どもの発達・療育に関する相談を行います。

⑧親のつどい「歩いていこう」

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

発達障害の子どもを育てる親のつどいです。

ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠如・多動症）、LD（学習障害）のある子どもの親が中心で、発達の悩みや課題を共有する場として座談会を開催しています。

○開催時期 毎月1回程度
○場所 井原保健センター

第5章 Chapter.5

病気や身体が不自由な お子さんのために



①小児慢性特定疾病医療費の助成

●お問い合わせ 備中保健所井笠支所 地域保健班 ☎0865-69-1673

特定の慢性疾患にかかり長期療養を必要とする18歳未満の児童に対して医療費の給付を行います。対象となる病名により、18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認める場合には受給期間が延長されることがあります。

②自立支援医療費の助成

●お問い合わせ それぞれ下記の番号へお問い合わせください。

育成医療

身体に障害のある児童や放置すると将来障害が残ると認められる児童で、手術等の治療や理学療法等受けることにより、回復もしくは障害が軽減されると見込まれる場合、医療費の助成を受けることができます。事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ
福祉課障害福祉係 ☎62-9518

精神通院医療

精神疾患（例：てんかん、統合失調症、躁うつ病等による）を理由として、通院による精神医療を継続的に受けている場合、医療費が助成されます。

※医療費の1割の自己負担がありますが、所得水準に応じて月の負担限度額が設定されます。

※医師が必要と認め、かつ、県の審査会で認定される必要があります。また、指定の医療機関および薬局でないと適用になりません。

●お問い合わせ
福祉課障害福祉係 ☎62-9518
芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

③特定医療費の助成

●お問い合わせ 備中保健所井笠支所 保健対策班 ☎0865-69-1675

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。

病体などの一定の基準を満たす方に対して、患者さんの医療費の負担軽減のため、特定医療（指定難病）受給者証を交付し、医療費の自己負担部分の一部または全部について公費負担を行います。

④ 特別児童扶養手当

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

心身に障害、疾病のある児童を家庭において養育している保護者に支給されます。
(ただし、所得制限があります。)

【対象者】 20歳未満の心身に中度以上の障害、疾患のある児童の保護者

【支給額】 児童1人につき月額

・重度・・・・・・・・52,500円

・中度・・・・・・・・34,970円

※ただし、法改正により、支給額が改定される場合があります。

【支給月】 4月・8月・11月

⑤ 障害児福祉手当

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

心身に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給されます。
(ただし、所得制限があります。)

【対象者】 重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある、
在宅の20歳未満の児童

【支給額】 月額 14,880円

※ただし、法改正により、支給額が改定される場合があります。

【支給月】 2月・5月・8月・11月

⑥ 身体障害・知的障害児童年金

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

20歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。ただし障害児福祉手当受給対象児は除かれます。

【対象者】 20歳未満の身体障害者手帳1～4級、または療育手帳「A」もしくは「B」（中度）を所持している児童の保護者

【支給額】 重度障害（年額） 90,000円

中度障害（年額） 50,000円

【支給月】 9月末・3月末

⑦心身障害者医療費の助成

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

心身に障害のある人が医療保険を使って医療を受けた場合、自己負担額の一部が助成されます。

- 【対象者】** 次のいずれかに該当する人（ただし、所得制限があります）
- ・身体障害者手帳1・2級の手帳の交付を受けている人
 - ・療育手帳「A」判定の手帳の交付を受けている人
 - ・身体障害者手帳の3級と、療育手帳の「B」（中度）の手帳の交付を合わせて受けている人
- 【資格証】** 医療助成を受けようとする場合は、受給資格証が必要となりますので福祉課（または各支所振興課）へ申請してください。
- 【助成額】** 自己負担額から一部負担金（医療費保険診療分の1割）を控除した額が給付されます。一部負担金は所得に応じて上限があります。

⑧心身障害者祝金

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

障害のある人が20歳を迎えたとき、または結婚したときの祝金です。

- 【対象者】** 市内に住所を1年以上有する次のいずれかに該当する人で、20歳を迎えた人または結婚した人
- ・身体障害者手帳1～3級の手帳の交付を受けている人
 - ・療育手帳の交付を受けている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- 【支給額】** 成人祝金 20,000円
結婚祝金 50,000円



⑨居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

●お問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎62-9518
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

障害のある児童の日常生活を援助するため、家庭を定期的に訪問し身の回りの世話をを行います。

【対象者】 日常生活を営むことに支障がある障害のある児童

【サービス内容】 ・身体介護に関すること

（食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭、洗髪、通院等、その他必要な身体介護）

・家事援助に関すること

（調理、衣類の洗濯、住居等の清掃、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡、その他必要な家事）

・相談・援助に関すること

（生活、身上、介護、住宅改良、その他必要な相談・助言）

【費用の負担】 1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準等により、ひと月当たりの負担上限額を設定します。

⑩障害児通所支援事業

●お問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎62-9518
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

通所により、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

【対象者】 障害のある児童

【市内の施設】 井原あゆみ園、療育支援事業所てくてく、夢門塾ゆうゆう井原、

ドルフィンリビングサポート井原、こもれび、放課後児童デイサービスセンターらいず

【費用の負担】 1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準等により、ひと月当たりの負担上限額を設定します。ただし、就学前の障害児については利用者負担の無償化の対象となります。



⑪短期入所事業（ショートステイ）

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

保護者の病気などにより家庭において介護されることが一時的に困難となった障害のある児童を児童福祉施設等が一時的に預かり必要な支援を行います。

【対象者】 障害のある児童

【費用の負担】 1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準等により、ひと月当たりの負担上限額を設定します。

⑫日中一時支援事業

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

障害のある児童の家族の就労や一時的な休息のため、日中に一時的に預かり、見守りや社会に適応するための訓練を行います。

【対象者】 日中に監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある児童

【費用の負担】 1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準等により、ひと月当たりの負担上限額を設定します。

⑬移動支援事業

●お問い合わせ	福祉課障害福祉係	☎62-9518
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

屋外での移動が困難な障害のある児童に対し、外出のための支援を行います。ただし、通学や通年かつ長期にわたる外出は対象外です。

【対象者】 外出の支援が必要な重度身体障害児、知的障害児、精神障害児、視覚障害児

【費用の負担】 1割の自己負担がありますが、世帯の所得水準等により、ひと月当たりの負担上限額を設定します。

第6章 Chapter.6

ひとり親家庭のために



① 児童扶養手当

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

ひとり親家庭等で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童等を養育している人に支給されます。

【支給額】 (令和3年4月時点)

区分	全部支給	一部支給
児童1人目	43,160円	43,150円～10,180円
第2子加算	10,190円	10,180円～ 5,100円
第3子以降加算(児童1人につき)	6,110円	6,100円～ 3,060円

【所得制限限度額表】 (令和3年4月時点)

扶養親族等の数	受給者本人		孤児等の養育者・配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※児童扶養手当法等の改正により、支給額が改定されます。

※本人や扶養義務者の所得等により支給額に制限があります。(所得制限限度額表)

※公的年金と同時に受給する場合には制限があります。

※認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

【支給月】

1月・3月・5月・7月・9月・11月

※それぞれの前月分までが支給されます。

※各月の11日が支給日です。11日が土・日・祝日の場合は、前日の平日が支給日となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 請求者と児童の戸籍謄本（離婚による場合は、離婚の記載がある戸籍も必要）
- ・ 年金手帳
- ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの

※受給者の世帯状況（転入の時期、児童と別居しているなど）によって、この他に必要な書類がある場合があります。事前にご相談ください。

②ひとり親家庭等医療費の助成

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

- 【対象者】** 次のA～Dの全てに該当し、(1)～(3)のいずれかに該当する人。
- A. 井原市に住所を有する人
 - B. 健康保険等の被保険者等（健康保険証をお持ちの人）
 - C. 生活保護法による保護を受けていない人
 - D. 前年（1月1日～6月30日の間に申請をする場合は前々年）の所得税が非課税（年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せがあるものとして判定します）の人
 - (1) 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母とその児童
 - (2) 父母のない18歳未満の児童
 - (3) 父母のない18歳未満の児童と同居し養育している配偶者のない人
- ※児童が高等学校在学中は、最長で20歳の年度末まで対象になる場合があります。

【資格証】 医療費の給付を受けようとする場合は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」が必要です。子育て支援課、各支所振興課へ申請してください。後日、資格証を交付します。

○申請時に必要なもの

- ・世帯全員の健康保険証（コピー可）
- ・対象者の戸籍謄本
- ・受給資格者名義の金融機関の口座番号がわかるもの（申請書に振込口座を記入していただきます）
- ・対象者に高校生がいる場合、在学証明書・学生証など、学校名と学年がわかる書類（コピー可）

※受給者の世帯状況（転入の時期、児童と別居しているなど）によって、この他に必要な書類がある場合があります。事前にご相談ください。

【助成額】 ○県内の医療機関で受診するとき

- ・受給資格証と健康保険証を医療機関の窓口で提示することで、医療費（保険診療分）のうち、受給資格者の一部負担金が原則1割となります。
- ・受給資格者世帯の所得水準に応じて、一部負担金の月額上限額が設定されます。

○県外の医療機関で受診するとき

- ・受給資格証は使用できません。医療機関の窓口でいったん料金をお支払いください。その後「ひとり親家庭等医療費給付申請書」（ピンク色）に記入し医療機関の証明を受けて、もしくは領収書の原本を添付して、子育て支援課、各支所振興課へ申請してください。後日、指定の口座へ振り込みます。

※入院等で医療費が高額になり、健康保険各法の高額療養費に該当する場合は、先に健康保険の保険者へ高額療養費の請求をしてください。保険者への請求後に、この制度の申請をしていただく必要があります。

③ひとり親家庭への支援

●お問い合わせ	子育て支援課	☎62-9517
	芳井振興課市民福祉係	☎72-0110
	美星振興課市民福祉係	☎87-3111

ひとり親家庭就学奨励費

市内の小学校・中学校に就学中のひとり親家庭児童の学校教材費の一部が助成されます。ただし、所得制限があります。

◎支給額（児童1人につき年額）

小学生・・・8,000円

中学生・・・10,000円

ひとり親家庭激励研修旅行

ひとり親家庭を対象に一日研修旅行を実施します。



ひとり親家庭卒業祝金・就職祝金

ひとり親家庭の児童が中学校を卒業したときに（遺児激励金受給者を除く）卒業祝金が、また中学校・高等学校を卒業して3か月以内に就職した人に就職祝金が支給されます。ただし、所得制限があります。

◎支給額（児童1人につき）

卒業祝金・・・5,000円

就職祝金・・・12,000円

遺児激励金

義務教育就学中の児童の保護者が死亡した場合は死亡見舞金、その児童が小学校、中学校に入学したときは入学激励金、中学を卒業したときには卒業激励金が支給されます。

1. 入学激励金（小・中学校入学時に支給）・・・10,000円
 2. 卒業激励金（中学校卒業時に支給）・・・10,000円
 3. 保護者死亡見舞金（義務教育諸学校在学中における、父、母、後見人の死亡時に支給）・・・10,000円
 4. 卒業祝金（中学校卒業時に支給）・・・5,000円
- ※1～3については所得制限がありますが、4については所得制限がありません。

④ 高等職業訓練促進給付金

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得する際に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給します。

○高等職業訓練促進給付金

下記の資格を取得するにあたり、養成機関に1年以上通う場合、受講中の生活負担軽減を図るため、毎月支給される給付金です。

○高等職業訓練修了支援給付金

下記の資格を取得するにあたり、養成機関での受講を修了された後に支給される給付金です。

【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士

【支給対象】

- ①市内に住所を有し、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母または父
- ②児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること
- ③養成機関において、1年以上のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれること
- ④就業または育児と、修業の両立が困難であると認められること
- ⑤過去に高等職業訓練促進給付金または高等職業修了支援給付金を受給していないこと
- ⑥市税等の滞納が無いこと

【支給額】 (令和3年4月時点)

	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税 非課税 世帯	月額 100,000円	50,000円
市民税 課税 世帯	月額 70,500円	25,000円

※高等職業訓練促進給付金は、支給申請を受けた日の属する月分からの支給となります。

※市民税は、支給対象となる月の属する年度が基準となります。

【申請に必要なもの】

- ・申請者と児童の戸籍謄本
- ・児童扶養手当の証書の写し（井原市で児童扶養手当を受給されている方のみ、有効期限内のもの）
- ・養成機関発行の在籍証明書
- ・申請者の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- ・申請者の身分証明書

※申請を行う前には、子育て支援課へご相談ください。省略することができる書類がある場合もあります。

※支給決定後、修業状況を確認するため、毎月の出席状況について「状況報告書」を提出いただきます。

⑤ひとり親相談

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

母子・父子自立支援員がひとり親家庭に対する相談相手となり、生活のことや家庭のこと、子どもの養育あるいは母子・父子・寡婦福祉資金利用等、あらゆる相談に応じます。

⑥母子生活支援施設

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育が充分できない場合、子どもと一緒に入所できる施設です。また、夫等からの暴力により保護を必要とする場合も入所が可能です。

(井原市には、この施設はありません。市外の施設を利用していただくことになります。)

⑦母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

ひとり親家庭の母または父とその子どもおよび寡婦の生活の安定のために、事業開始資金・修学資金・就学支度資金等の資金を低利子または無利子で貸し付ける、岡山県の制度です。

確実に返済が可能であると認められる人に限ります。保証人が必要です。

⑧生活福祉資金の貸付

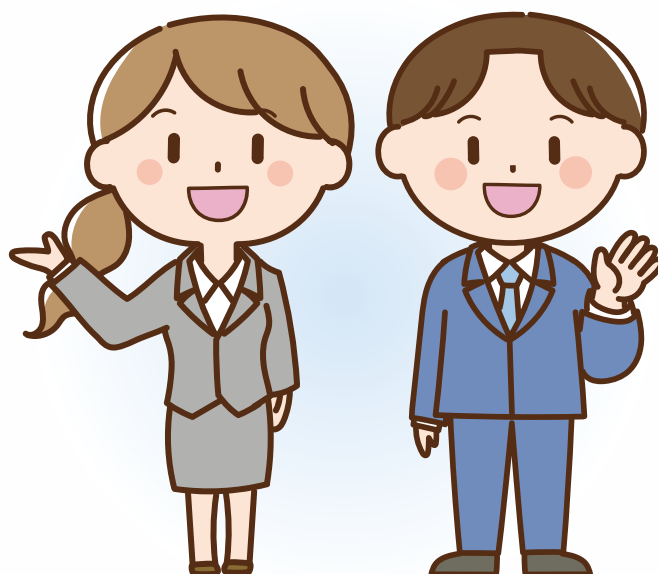
●お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎62-1484

収入が少なく、他からの援護を受けることが困難な世帯などの生活の安定を図ることを目的に、資金を貸し付ける制度です。

【資金の種類】 生活資金・災害復旧資金等があります。

第7章 Chapter.7

はたらく
お父さん・お母さんのために



① 育児休業・育児休業給付金

●お問い合わせ 岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-225-2017

勤務先の所在地を管轄するハローワーク(厚生労働省ホームページでご確認ください)
勤務先の所在地を管轄する年金事務所(日本年金機構ホームページでご確認ください)

出産後も今の仕事をやめずに子育てする人のために、子どもが満1歳になるまで男女にかかわらず育児休業を取得することができます。(子どもが2歳になるまで取得可能な場合あり)

期間を定めて雇用されている人は、申出時点において、次のいずれにも該当すれば育児休業を取得することができます。

- 1) 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- 2) 子が1歳6か月に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと

※育児・介護休業法の改正(令和4年4月1日施行)により、1)の要件を撤廃し、2)のみになります。

この間は、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本人負担分の保険料が免除されますが、休業する1か月前までに事業主に申し出ることになっています。

また、育児休業を取得した雇用保険被保険者の方は、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。詳しくは、勤務先または勤務先の所在地を管轄するハローワークにお尋ねください。

(参考)ハローワークのホームページ(QRコードからアクセス可能です)

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html



② 母性健康管理・母性保護

●お問い合わせ 岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-225-2017

最寄りの労働基準監督署

女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法では、事業主は、妊娠中の女性労働者に対して、妊産婦健診を受診するための時間の確保や、主治医からの指導事項に基づいて、勤務の軽減等必要な措置を取らなければならないことになっています。妊娠中に主治医から健康指導を受けたときは、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用して、必要な勤務の軽減を申し出ることができます。(このカードは、母子健康手帳に記載してあるURLからダウンロードして利用してください。)

また、労働基準法における母性保護規定には、産前・産後休業や妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業等の制限があります。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

③再就職のために

●お問い合わせ 岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター） ☎086-235-3307

岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）では、妊娠、出産、育児または介護等で仕事をやめた人が再就職を希望する場合に再就職のための技術講習会や情報の提供を行っています。

【開館時間】 火～土曜日 午前9時30分～午後6時
日曜日 午前9時30分～午後5時
【休館日】 月曜日・祝日・年末年始

④子育てサポート事業

●お問い合わせ 子育てサポート事業事務局（子育て支援課内） ☎62-9517

育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）と、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）を登録し、お互い会員同士で支え合う地域の援助活動です。利用希望者は事前の会員登録が必要です。新規会員を随時募集しています。

～井原市子育てサポート事業はこんな人を応援します～

- 保育園、幼稚園等への送迎ができない人
- 保育園、幼稚園等の開始前、終了後、子どもを保育できない人
- 放課後または放課後児童クラブ終了後、子どもを保育できない人
- 公私の行事等に参加するため保育をお願いしたい人
- 病気、出産、介護等で保育ができない人

○利用対象者

市内在住または市内に勤務し、生後3か月以上10歳未満の児童の保護者

○内容

- ・保育園や幼稚園の開始前、終了後の子どもの預かり
- ・保育園や幼稚園への送迎
- ・軽い病気のときの子どもの預かり など

○利用料金（令和3年10月時点）

おねがい会員がおまかせ会員に直接支払います。

一般援助	月～土曜日 7:00～20:00	1時間あたり 870円
	日曜、祝日、上記以外の時間	1時間あたり 970円
軽度の病気	月～土曜日 7:00～20:00	1時間あたり 970円
	日曜、祝日、上記以外の時間	1時間あたり 1,070円

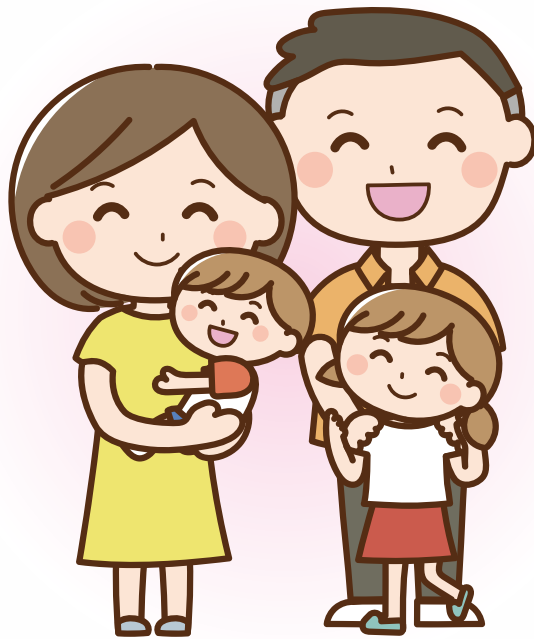
※利用料は、岡山県の最低賃金に応じて変動します。

※詳しくは、事務局までお問い合わせください。

※受付日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時

第8章 Chapter.8

楽しみながら
子育てを



① 幼児教育学級・家庭教育学級

●お問い合わせ 教育委員会生涯学習課 ☎63-3347

公民館活動の一環として、主として未就学児とその保護者を対象とした「幼児教育学級」、児童とその保護者を対象とした「家庭教育学級」があります。

毎年テーマを決めてその地区の特色ある年間計画に基づいて、月に1回程度親子のふれあいを中心とした交流事業や学習会を行っています。



② わくわく広場

●お問い合わせ 井原市子育て支援センター（甲南保育園） ☎62-4970

甲南保育園では園を開放しています。

子育て中の人を対象に園を開放し、ママごと遊び・水遊び・運動会ごっこなど友達や園児との交流を深めています。また、育児相談も受けていますのでお気軽にご相談ください。

※事前の予約が必要です。



★泥んこ遊びを楽しもう★



★わくわく広場に遊びに行こう★

～春を探して散歩しながら井原警察署まで行きました～

Chapter 1
赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2
赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3
子どもの健康

Chapter 4
子育て相談

Chapter 5
病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6
ひとり親家庭のために

③チャイルド教室

●お問い合わせ 井原市子育て支援センター（甲南保育園） ☎62-4970

甲南保育園では、出前保育として児童会館・図書館・公民館等でチャイルド教室を開催しています。季節の遊びやリズム遊びなど親子のふれあい・友達との交流を深めています。
※事前の予約が必要です。



♪小麦粉粘土で遊ぼう♪



＊おにはそと、
ふくはうち＊



★七夕会をしよう★

④すくすくクラブ

●お問い合わせ 井原市子育て支援センター（甲南保育園） ☎62-4970

子どもの発育・発達・親子のふれあい等について学びながら子育ての不安やストレスを解消し、子育ての喜びや楽しさが味わえるよう、料理教室・リトミック・人形劇などの子育て講座を開催しています。
※事前の予約が必要です。



★親子でベビーマッサージ★



＊親子で消防署見学＊



♪親子で交通教室♪ ～警察音楽隊の演奏も聞いたよ～

⑤なかよし広場

●お問い合わせ 井原市子育て支援センター（甲南保育園） ☎62-4970

0～1歳児を対象にした育児相談を行っています。子育て中の人を対象に、子どもの発育・発達・親子のふれあい等について親同士や保育者と話をしながら子育ての不安やストレスを解消し、子育ての喜びや楽しさが味わえるようにゆったりした時間を一緒に過ごします。また、離乳食体験や手作り玩具等、家庭での育児につながる体験や保護者同士の情報交換の場をつくります。

※事前の予約が必要です。



＊栄養士による離乳食体験や食育相談もするよ＊



☆手作り玩具づくり☆



成長の記録に手形をとったり身長・体重を測ったりするよ♪

⑥あいあいランド

●お問い合わせ たかや子育て支援センター（高屋南保育園） ☎67-0102

毎月1回、地域の未就園児と保護者の方を対象に、親子で子育ての楽しさが味わえるよう、家庭では体験できないいろいろな親子遊びや活動を行っています。また、年数回の講師を招いた音楽活動や運動遊びも楽しんでいます。

※事前の予約が必要です。お気軽にお問い合わせください。



おひな様作り
～ゆびスタンプで着物の模様をつけたよ♪～



保育園のプールであそぼう!!

講師の先生によるリトミック♪
～きれいなお花が咲きました～

⑦青空ひろば

●お問い合わせ たかや子育て支援センター（高屋南保育園） ☎67-0102

毎月1～2回、戸外で楽しめる保育園ならではの季節の遊びを楽しみながら、親子や友だちとゆったりと過ごしています。お子様たちは戸外でしっかり体を動かして遊ぶことができ、そして、子育て中のお母さん同士の情報交換もできます。育児相談も受け付けていますので、お気軽にお立ち寄りください。

※雨天は中止となります。また、事前の予約が必要です。



色水あそびでジュースやさんごっこ♪



小さい秋 みつけた！！
秋の自然物であそびました

⑧カンガルーひろば

●お問い合わせ たかや子育て支援センター（高屋南保育園） ☎67-0102

毎月1回、園や児童会館、図書館、そして公民館などで、季節を感じられる遊びや親子のふれあいを中心とした遊びを楽しんでいます。ほっと一息つきにお気軽に遊びにいらしてください。

※事前の予約が必要です。



講師の先生による子育て座談会
～子育ての喜びや悩みなど語り合っ
て子育て力がUPしました～



～春をたくさん見つけてたのしみました～

⑨ふれあい公開保育

●お問い合わせ 芳井保育園 ☎72-0203

びっくり箱どん!

年5回保育園を開放して、子どもたちの夢や創造力を育てる人形劇や紙芝居・また親子で製作遊び・ふれあい遊び等を計画しています。

※予約は不要です。ゆったりとした時間の中で、友だちや親子のふれあいを楽しみましょう。



ママと一緒に♥新聞ビリビリ~!!



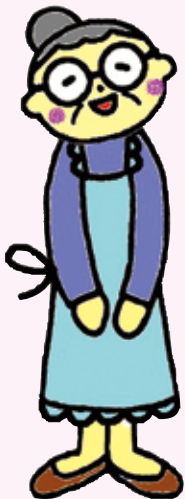
たのしい!!ござを使って山滑り!



赤ちゃん体操~いち、にのさあ~ん!!



廃材を使って、でんでん太鼓を作ったよ!



みんなで
遊びに
きてね~

優しいジェミマおばあさんが毎回登場してお話をしてくれます。



手作り人形の劇も楽しいよ~!!

Chapter 1
赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2
赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3
子どもの健康

Chapter 4
子育て相談

Chapter 5
病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6
ひとり親家庭のために

⑩地域異年齢交流事業

●お問い合わせ 　いずみ保育園 　☎62-3300
　　　　　　　　　いばら保育園 　☎62-1211

いずみ保育園

異年齢が自然な形で交流し、いつの間にか仲良しのお友達が出来ています。
いろいろな遊びを子ども達が率先して楽しみ、明るく笑顔がいっぱいのいずみ保育園です。
一緒に楽しいひと時を過ごしましょう。お待ちしております。
※内容により人数を限定して行いますので、希望の方は事前の予約が必要です。



いばら保育園

保育園の園児とともに、地域の未就園児親子で伝承行事やふれあいあそび、簡単な製作あそびなどを
楽しみましょう。
※事前の予約が必要です。



季節の手作りおやつ

芋ほり
収穫したさつまいもは、持ち帰ったり
次の焼き芋パーティーでも使ったりしました。

⑪ 母親クラブ

- お問い合わせ 井原母親クラブ（井原児童会館） ☎62-8117
 木之子母親クラブ（木之子児童会館） ☎62-4404
 高屋母親クラブ（高屋児童会館） ☎67-3760
 芳井母親クラブ（芳井児童会館） ☎72-1312
 子育て支援課 ☎62-9517

各児童会館を拠点に、子どもの健全育成を願って保護者が自主的に活躍する組織です。親子の関わりを大切に、地域の中で親子同士の交流を深めながら活動しています。

講師の先生を招いて行う「英語で遊ぼう」という活動もあります。



- 【対象】 0歳から未就学児とその保護者
 詳しくは、母親クラブにお問い合わせください。

※令和3年4月現在、高屋母親クラブ・芳井母親クラブは休止中です。

⑫ 図書館行事

- お問い合わせ 井原図書館 ☎62-0822
 芳井図書館 ☎72-1702
 美星図書館 ☎87-3123

絵本を通じて、子どもと大人が共通した時間を分かち合うことができる『おはなしひろば』や『こどもおたのしみ会』などを行っています。

また、本に関して分からないこと・本の選び方などお気軽に職員におたずねください。

- 【行事】 井原図書館 おはなしひろば 毎月第2・第3・第4土曜日
 午前10時30分～
 こどもおたのしみ会 毎年 5月・2月頃
 こどもたなばたの会 毎年 7月頃
 クリスマス会 毎年 12月頃
 芳井図書館 おはなし会 毎月第3土曜日午前10時30分～
 美星図書館 おはなしひろば「ぼかぼか」 毎月第1土曜日午前10時30分～
 科学教室 または 工作教室 毎年 7月頃
 クリスマス会 毎年 12月頃

- 【開館時間】 ○火～金曜日 井原図書館・芳井図書館 午前10時～午後6時
 美星図書館 午前10時～午後5時

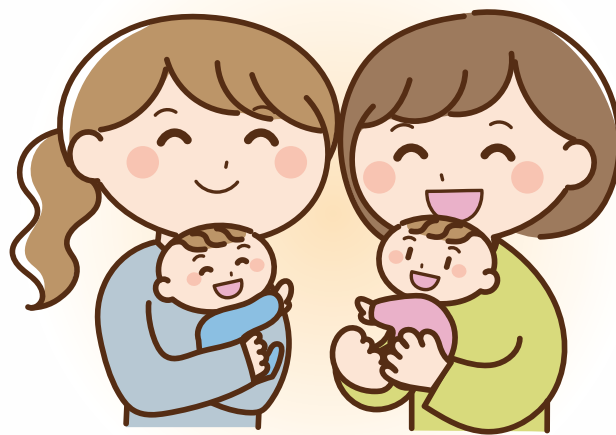
ただし、4月～9月までの間、芳井図書館では毎週木曜日、井原図書館では毎週金曜日は、閉館時間を午後7時まで延長しています

- 土曜日・日曜日 全図書館 午前9時～午後5時

- 【休館日】 月曜日
 国民の祝日・休日（火～金曜日）
 年末年始（12月28日～1月4日）
 このほか、年1回蔵書点検で1週間程度休館します。

第9章 Chapter.9

子育て みんなで応援



①子育て支援センター

- お問い合わせ 井原市子育て支援センター（甲南保育園） ☎62-4970
たかや子育て支援センター（高屋南保育園） ☎67-0102

各支援センターでは専任の職員を配置し、園開放・園庭開放・出前保育・育児相談（電話相談および来園相談）・育児講座を行っています。

※詳しくは、各支援センターにお問い合わせください。

②つどいの広場

- お問い合わせ つどいの広場 ☎62-7708
子育て支援課 ☎62-9517

つどいの広場は、主に乳幼児（0～3歳）の親子を対象に、気軽に集える場として井原保健センター2階に開設しています。妊婦の方も利用できます。

遊びたいとき、お話ししたいとき、子育てについてひとりで悩まないで、気軽にご利用ください。保健師や栄養士の相談も受けられます。

- 開設日 月～金曜日までの平日
- 利用時間 午前9時30分～午後4時



③児童会館

- お問い合わせ
- | | |
|---------|----------|
| 井原児童会館 | ☎62-8117 |
| 木之子児童会館 | ☎62-4404 |
| 高屋児童会館 | ☎67-3760 |
| 芳井児童会館 | ☎72-1312 |
| 子育て支援課 | ☎62-9517 |

児童会館は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し情操を豊かにする児童厚生施設です。

18歳までの子どもは誰でも自由に来館でき、遊び・仲間づくり等さまざまな体験ができます。必要に応じて専門の職員が遊びの指導を行います。

また、母親クラブや子育て支援の拠点として、地域の人々と一体となって活動の支援を行います。

○開館時間 午前9時～午後5時

○遊べる時間 午前10時～午後0時、午後1時～午後5時

○休館日 毎週月曜日・第3日曜日、年末年始（12月28日～1月4日）

※このほか臨時休館日があります。



井原児童会館



木之子児童会館



高屋児童会館



芳井児童会館

④子育てサポーター

●お問い合わせ 教育委員会生涯学習課 ☎63-3347

市に登録した「子育てサポーター」が、保健センターの事業の時などに、活動補助や託児を行ったり、市が主催または共催する事業（講演会・学習会等）での託児を行ったりするなどの活動をしています。

また、年1回未就学児を対象にした子育てイベント「ほっぷすてつぷおやこde ぼん」を開催しています。

⑤青少年の健全育成

●お問い合わせ 青少年育成センター（井原小学校敷地内） ☎62-2099

岡山県青少年保護育成条例に基づき、子どもたちの健全な成長と福祉を害する行為の監視や非行防止のための啓発などを行っています。

また、その中で少年の非行問題等の相談を受け付けています。

⑥愛育委員・栄養委員

●お問い合わせ 健康医療課 ☎62-8224

赤ちゃんからお年寄りまで生涯にわたり、健康で明るい地域づくりを目指している団体で、地域の人々の心とからだの健康づくり活動を行っています。

⑦民生委員・児童委員、主任児童委員

●お問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎62-9516

民生委員・児童委員は、子育てや生活全般について、地域に密着した支援や専門の関係機関の紹介を行っています。市内各地で民生委員・児童委員が活動しており、そのうち、主任児童委員は、親子で楽しく生活が送れるよう子育ての支援を行っています。

⑧ベビーカー・チャイルドシートの短期貸出

●お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎62-1484

里帰り出産や帰省等により、一時的にベビーカー・チャイルドシートを必要とする人に短期（3か月以内）で貸し出します。

利用料は無料ですが、数に限りがあり、返却時にクリーニングが必要です。

第10章 Chapter.10

子どもを
預けるときは



① 保育園

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
 芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
 美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

保護者が仕事や病気などで子どもの保育ができないときに、保護者に代わって子どもを保育する児童福祉施設です。年度途中からの申し込みも可能です。

* 市内の施設

保育園名	開所時間	延長保育	定員	入園児の年齢
(公)甲南保育園	7:30~19:00	○	90	3か月~就学前
(公)芳井保育園	7:30~19:00	○	45	
(私)いばら保育園	7:15~19:15	○	100	
(私)出部保育園	7:00~19:00	○	120	
(私)きのこ保育園	7:15~19:15	○	110	
(私)高屋南保育園	7:00~19:00	○	100	
(私)せいび保育園	7:00~19:00	○	60	
(私)いずみ保育園	7:00~20:00	○	70	
(私)せいび四季が丘保育園	7:00~19:00	○	80	3か月~2歳児
(公)美星保育園	7:30~19:00	○	12	
(私)つむぎキッズ	7:30~18:30		6	6か月~2歳児

◆特別な保育サービスについて

延長保育・・・勤務時間や通勤の関係で、通常より長時間の保育が必要になったときのための保育

保育料の無償化

井原市では、保育料・給食副食費について、年齢や所得に関わらず、0~5歳のすべての子どもを対象に無償化しています。

※ただし、延長保育料、給食主食費、おやつ代、行事費等は保護者負担となります。

②一時預かり

●お問い合わせ

子育て支援課 ☎62-9517

甲南保育園 ☎62-4970

出部保育園 ☎62-1006

いずみ保育園 ☎62-3300

芳井保育園 ☎72-0203

高屋南保育園 ☎67-0102

せいび四季が丘保育園 ☎65-0090

いばら保育園 ☎62-1211

せいび保育園 ☎67-0184

美星保育園 ☎87-2277

保護者のパート勤務・私的都合等により一時的な保育を必要とする子どもをお預かりしています。
利用希望の場合は、子育て支援課で事前に登録が必要です。（登録は随時可能です）

利用対象児童

- ・小学校就学前の市内に住所を有する児童（保育園入園者は除く）
- ・市内に勤務または里帰り出産等の保護者の児童



登録に必要なもの

お子さんの健康保険証

保育園名	開所時間	定員	対象年齢	利用料 ※1	給食	おやつ	開設日
(公)甲南保育園	7:30~18:00	10	1歳~就学前	1時間/200円 1日/1,500円	200円	100円	月~土
(公)芳井保育園	8:30~17:30	3	1歳~就学前	1時間/200円 1日/1,500円	200円	100円	月~土
(私)いばら保育園	8:00~17:00	5	1歳~就学前	1時間/200円	200円	100円	月~土
(私)出部保育園	8:00~17:00	10	1歳~就学前	1時間/200円 1日/1,500円	200円	100円	月~金
(私)高屋南保育園	7:30~18:00	5	3か月~就学前	1時間/250円 (1歳未満) 1時間/200円 (1歳以上)	200円	100円	月~土
(私)せいび保育園	8:00~17:00	5	3か月~就学前	1時間/250円 (1歳未満) 1時間/200円 (1歳以上)	200円	100円	月~金
(私)いずみ保育園	8:00~17:00	5	3か月~就学前	1時間/250円 1日/1,800円 (1歳未満) 1時間/200円 1日/1,500円 (1歳以上)	200円	100円	月~土
(私)せいび 四季が丘保育園	8:00~17:00	5	1歳~就学前	1時間/200円	200円	100円	月~金
(公)美星保育園	8:00~17:00	※2	1歳~2歳児	1時間/200円	200円	100円	月~金

※1 利用料は年度当初の年齢で決定

※2 美星保育園は、余裕活用型のため、入所児童数によって受け入れができない場合があります。

③病後児保育

●お問い合わせ せいび保育園 ☎67-0184

保護者が仕事などのために、病気回復期にある子どもを家庭で保育ができないときに、保護者に代わって保育します。

◆実施施設で事前に利用登録が必要です。

◆利用するには、かかりつけの医療機関を受診し、病後児保育の適否をお尋ねください。

◆利用料 1日2,000円

④病児保育

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517

病児保育は、岡山県病児保育広域相互利用ができます。

(参考) 岡山県のホームページ (QRコードからアクセス可能です)

<https://www.pref.okayama.jp/page/509171.html>



⑤幼稚園

●お問い合わせ 各幼稚園 (P.77参照)

就学前教育を目的とした学校教育法に基づく教育機関です。小学校入学までに、基本的な生活習慣・態度を育て、豊かな心情や思考力を養います。

◆年度途中の入園もできます。

◆全幼稚園で給食を実施しています。
(弁当日もあり)

◆入園に関することは、それぞれの幼稚園にご相談ください。

保育料の無償化

井原市では、保育料・給食副食費を在園すべての子どもを対象に無償化しています。

※ただし、給食主食費は保護者負担となります。

幼稚園一覧

園名	3歳児	4歳児	5歳児	預かり保育
高屋幼稚園	○	○	○	○18:00まで
大江幼稚園	○	○	○	
稲倉幼稚園	○	○	○	
県主幼稚園	○	○	○	
木之子幼稚園	○	○	○	
荏原幼稚園	○	○	○	
西江原幼稚園	○	○	○	
野上幼稚園	○	○	○	
青野幼稚園	○	○	○	
井原幼稚園	○	○	○	○18:00まで
出部幼稚園	○	○	○	
芳井幼稚園	○	○	○	
美星幼稚園	○	○	○	

⑥ 預かり保育

●お問い合わせ 各幼稚園（P.77参照）

井原市立幼稚園12園において、通常の教育時間終了後、在園している幼児の預かり保育を実施しています。また、預かり保育を実施していない青野幼稚園においては、放課後児童クラブにて対応しています。詳しくは、それぞれの幼稚園にご相談ください。

預かり保育料の無償化

井原市では、預かり保育の利用料を在園すべての子どもを対象に無償化しています。

⑦ 子育てサポート事業（再掲：P.48 参照）

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
子育てサポート事業事務局（子育て支援課内）

育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）と、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）を登録し、お互い会員同士で支え合う地域の援助活動です。利用希望者は事前の登録が必要です。

⑧ 放課後児童クラブ

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎62-9517
芳井振興課市民福祉係 ☎72-0110
美星振興課市民福祉係 ☎87-3111

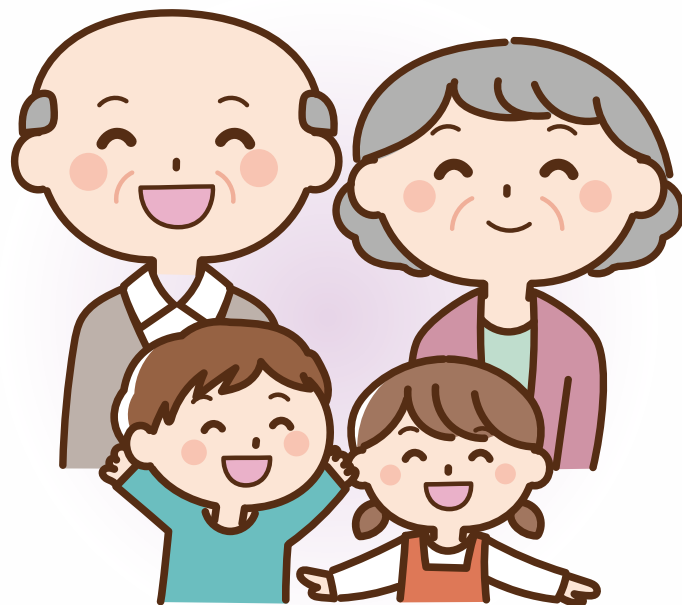
保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校児童を対象に、学校・家庭・地域の協力のもと、適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成と保護者の子育ての支援を図ることを目的に実施しています。入所に関することは、それぞれの児童クラブにご相談ください。

○市内の放課後児童クラブ

クラブ名	連絡先	クラブ名	連絡先
井原小学校仲よしクラブ	080-2882-5184	県主児童クラブ	0866-62-8580
出部地区児童クラブ	090-1334-1811	えばらっ子クラブ	090-3748-5992
四季が丘児童クラブ	0866-63-1101	野上児童クラブ	0866-62-2146
いずえっ子クラブ	080-1905-1049	青野仲よしクラブ	0866-63-1596
高屋仲よしクラブ	080-1649-4528	西江原キッズA	090-6833-0563
たかやっ子クラブ	080-1647-0937	西江原キッズB	090-3881-9205
大江っ子児童クラブ	0866-67-0222	芳井ふれあい児童クラブ	0866-72-1047
いなくらっ子夢クラブ	0866-65-5012	美星児童クラブ	0866-87-2620
きのこ元気クラブ	080-8746-6764		

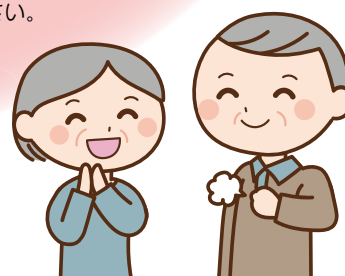
第11章 Chapter.11

孫育て



祖父母の方たちの中には、
孫の子育て「孫育て」をする方も増えています。
親だけでなく、祖父母世代の方たちのたくさんの愛情に包まれて、
健やかに成長してほしいとの思いから、
「孫育て」に参考となるページを作りました。
ご家族皆さんで参考にして、
充実した「孫育て」の手助けにしていいただければ幸いです。

※成長や発達には、個人差がありますので、
あくまで目安として参考にしてください。



①祖父母が関わる「孫育て」のいいこと

○子ども（孫）にとってのいいこと

- ・たくさん褒められたり、声を掛けられたり、愛情を受けることで、情緒が安定します。
- ・社会性が育まれます。
- ・さまざまな経験や価値観を知ることができます。

○お父さん・お母さんにとってのいいこと

- ・子育ての負担やストレスが軽減されます。
- ・余裕を持って子どもと向き合うことができます。
- ・子育てと仕事の両立がしやすくなります。

○祖父母にとってのいいこと

- ・刺激を受けて、元気をもらえます。
- ・生きがいを持って、セカンドライフが充実します。
- ・「孫育て」を通して、さまざまな人に出会い、地域住民との関わりが増えます。
また、地域の子どもたちとも関わりが増えることで、地域の防犯・防災力も向上します。

② 祖父母と親の考え方の共有

お互いの考え方のすれ違いによって、上手く付き合いができないことがあるかもしれません。お互いに踏み込みすぎないように、きちんと意見を伝えあって、共通理解をもっておくといいですね。

● 祖父母が感じていること

【嬉しかったこと】

- ・ 感謝された
- ・ 頼りにしてくれているなぁと実感できた

【寂しかったこと】

- ・ 「甘やかさないで」と注意された
- ・ 世話することが当たり前だと考えているようで、感謝されなかった

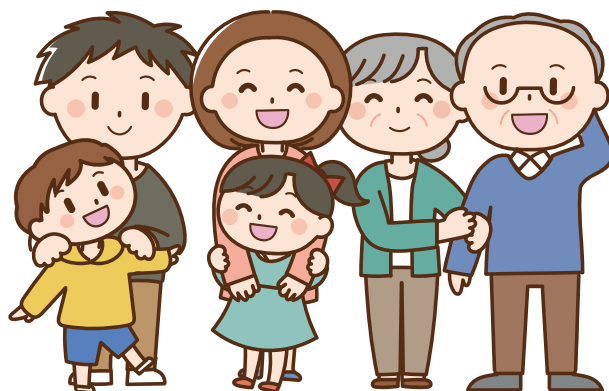
● お父さん・お母さんが感じていること

【嬉しかったこと】

- ・ 子どもの面倒を見てくれた
- ・ 子どもを認めてくれた
- ・ 労わってくれた

【寂しかったこと】

- ・ 子育てについて批判された
- ・ 昔の子育てと比べられた



●昔と今で子育ても変わっている

子育てを取り巻く環境や情報は、時代とともに変化しているため、祖父母世代と子育て世代の子育てでは、変化していることもあります。

その違いを知っていれば、「孫育て」「子育て」がよりスムーズになるかもしれません。

昔		今
泣いたときにすぐ抱っこすると、「抱きぐせ」がついて、しょっちゅう泣いてしまう。	抱っこ	抱くことが癖になることはありません。抱っこは、愛されてると実感し自己肯定感を育みます。
1歳までに「断乳」を勧められていた。	卒乳・断乳	子どもから自然とおっぱいから離れていく「卒乳」が主流になっています。
頭の形が良くなるし、寝つきがよくなる。	うつぶせ寝	乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性があります。医学上の理由で必要なとき以外は、うつぶせ寝はやめましょう。
離乳食は食べやすいように大人の口の中でかみ砕いて、軟らかくしたものを食べさせる。	虫歯の予防	食べ物の口移しや、同じ箸・スプーンの使用などにより、大人の唾液を通して虫歯の原因となる菌が赤ちゃんにうつってしまうことがあります。
布おむつを使っていた。	おむつ	布おむつも紙おむつも、それぞれに長所短所があります。
1歳くらいまでには、おむつがはずれていた方がよい。	おむつはずれ	子どもの体調や発達に合わせ、ゆっくりと見守ることが大切です。

施設マップ 井原

Chapter 1

赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2

赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3

子どもの健康

Chapter 4

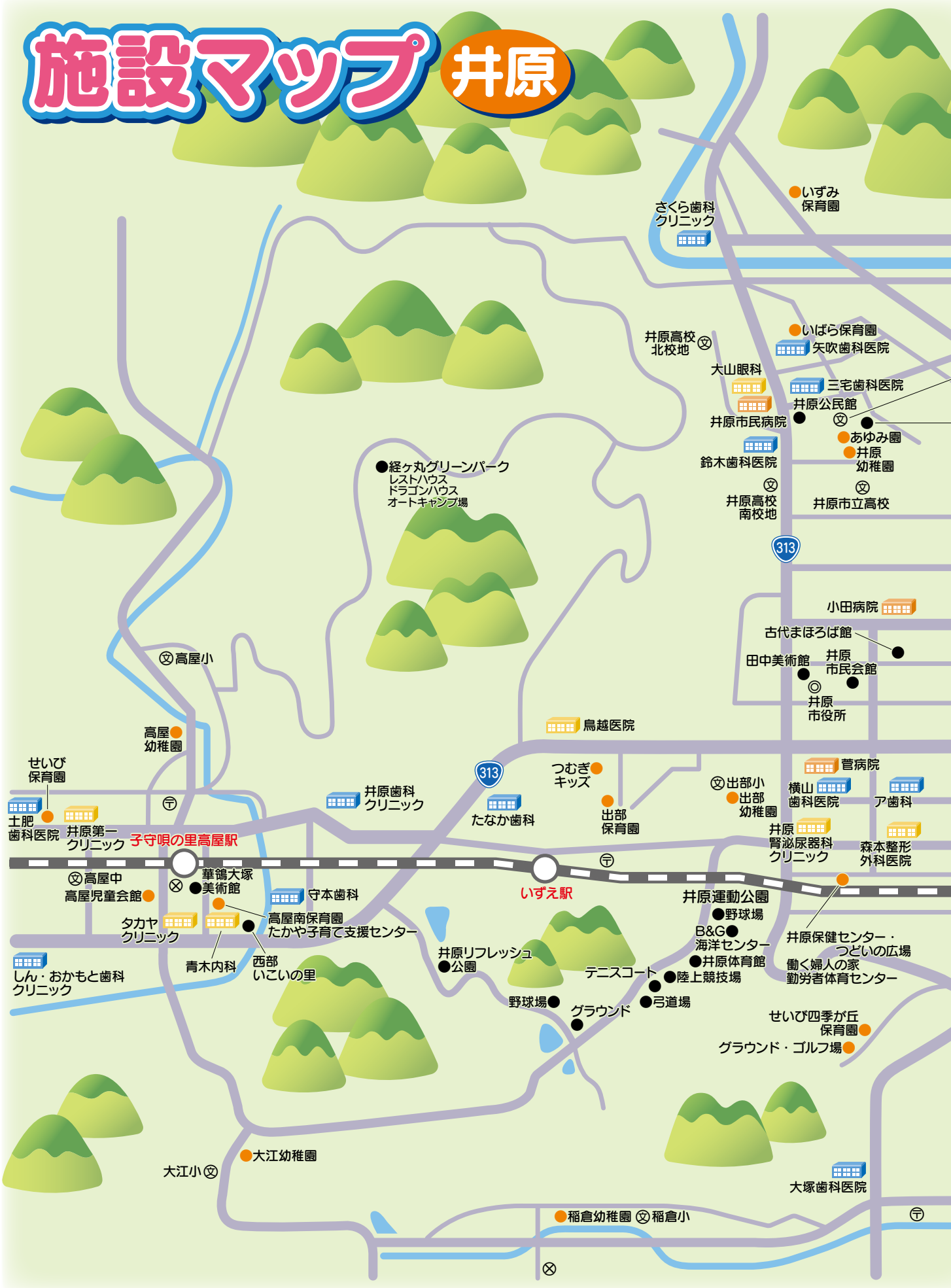
子育て相談

Chapter 5

病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6

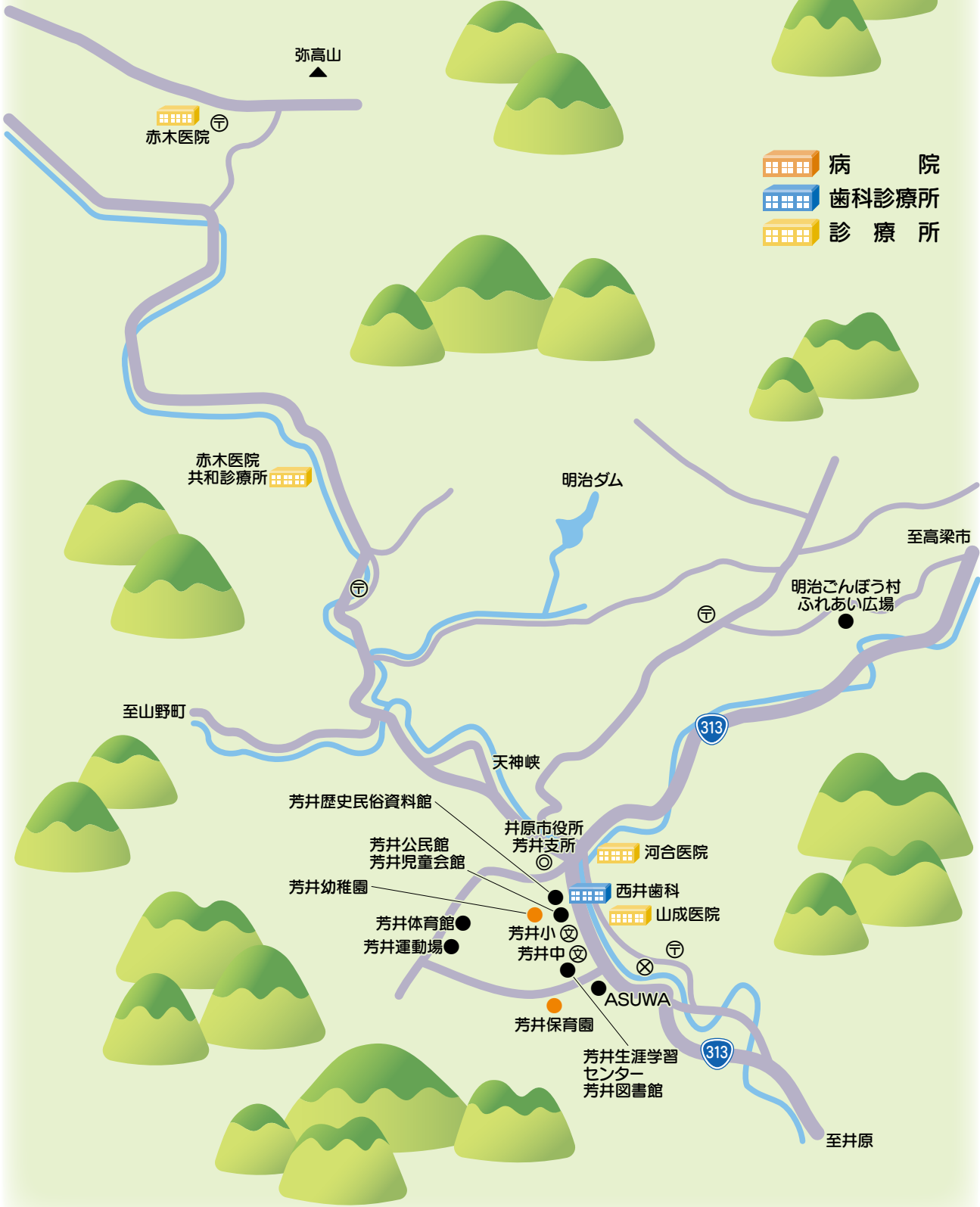
ひとり親家庭のために





施設マップ 芳井

- Chapter 1
赤ちゃんが生まれるまで
- Chapter 2
赤ちゃんが生まれてから
- Chapter 3
子どもの健康
- Chapter 4
子育て相談
- Chapter 5
病気や身体が不自由なお子さんのために
- Chapter 6
ひとり親家庭のために



施設マップ 美星

-  病 院
-  歯科診療所
-  診 療 所



市内医療機関

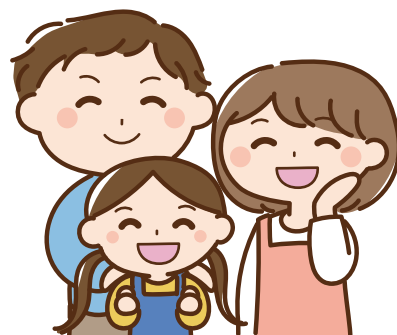
地区名	病院・医院・診療所名	電話番号 所在地	診療受付時間	休診日
井原	井原市民病院	☎ 62-1133 井原町1186	8:30-17:15 (診療科により異なります)	土曜、日曜、祝日
	大山眼科	☎ 63-1313 井原町1228-2	午前 9:00-12:00(土曜13:00まで) 午後 15:00-18:00(土曜17:00まで)	日曜、祝日、水曜午後
	小田病院	☎ 62-1355 井原町582	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、土曜午後
	菅病院	☎ 62-2831 井原町124	8:30-17:30	日曜、祝日
西江原	大山胃腸科放射線科内科	☎ 65-0065 西江原町1470-1	午前 9:00-12:15 午後 14:00-15:30	日曜、祝日 月・水・金曜日午後
	國司内科医院	☎ 63-0739 西江原町1797-1	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00 (土曜17:00まで)	日曜、祝日、木曜午後
	長尾整形外科 リハビリテーション科	☎ 62-2510 西江原町867-1	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、土曜午後
	原田内科医院	☎ 63-1620 西江原町851-1	9:00-13:00	日曜、祝日
	前谷内科クリニック	☎ 63-4888 西江原町666-1	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、土曜午後
高屋	青木内科	☎ 67-3138 高屋町4-24-10	午前 9:00-12:00 午後 15:00-18:00	木曜、日曜、祝日
	井原第一クリニック	☎ 67-0331 高屋町127-1	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、土曜午後
	タカヤクリニック	☎ 67-0011 高屋町3-24-10	9:00-15:00	日曜
七日市	平木眼科	☎ 65-0506 七日市町132	午前 9:00-12:00 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、木曜午後
	ほそや医院	☎ 62-1373 七日市町102	午前 8:30-12:30 午後 15:00-18:00	日曜、祝日、木曜午後 第1、3土曜午後
上出部	井原腎泌尿器科クリニック	☎ 62-2960 上出部町513	午前 9:00-12:00 午後 15:00-18:00	日曜、祝日 木・土曜午後
	森本整形外科医院	☎ 62-6000 上出部町473	午前 9:00-12:30 午後 15:00-18:00 (土曜14:00-16:00)	日曜、祝日、水曜午後
笹賀	鳥越医院	☎ 63-1656 笹賀町2-21-3	午前 8:30-12:00 午後 14:30-17:30	日曜、祝日 木・土曜午後
西方	きのこ診療所	☎ 62-7020 西方町1425-1	午前 9:00-12:00 午後 17:00-18:00	日曜、祝日 木・土曜午後
芳井	赤木医院	☎ 74-0802 芳井町東三原1061-1	午前 8:30-12:00 午後 17:00-19:00	日曜、祝日
	河合医院	☎ 72-1556 芳井町吉井89-1	午前 8:30-12:00 午後 16:00-18:00	日曜、祝日、木曜午後
	赤木医院 共和診療所	☎ 74-0624 芳井町下嶋2543-1	午後 13:00-15:00	火曜、木曜、土曜 日曜、祝日
	山成医院	☎ 72-0101 芳井町与井44-7	午前 8:30-12:00 午後 15:30-18:00 (土曜14:00-15:30)	日曜、木曜午後
美星	美星国保診療所	☎ 87-2525 美星町大倉2467-4	午前 8:30-12:00 午後 16:00-18:00	土曜、日曜、祝日
	三宅医院	☎ 87-2303 美星町星田5191-1	午前 9:00-12:00 午後 16:00-18:00	木曜、日曜、祝日

※診療受付時間は、同じ医療機関でも診療科によって異なる場合がありますので、各医療機関にご確認ください。

救急科	内科	精神神経科	呼吸器科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	肛門科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科	放射線科	胃腸科	皮膚科	泌尿器科	婦人科	麻酔科	消化器外科	腎臓内科
●	●			●			●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	
												●										
								●	●		●		●			●					●	
	●			●			●								●	●						
	●						●								●	●						
	●						●								●	●						
								●	●						●							
	●		●	●																		
	●		●	●	●		●									●						
	●						●															
	●		●		● 小児		●	●	●	●	●				●	●						
																						●
												●										
	●						●										●					
																	●		●			
						●			●						●		●					
	●														●						●	
	●	●											●									
	●						●															
	●						●								●							
	●																					
	●			●			●															
	●			●					●													
	●						●									●						

市内歯科医療機関

医療機関	所在地	電話番号
鈴木歯科医院	井原町1177	62-8781
夏目さとう歯科医院	井原町573-1	62-8841
原田歯科医院	井原町737	62-0473
三宅歯科医院	井原町1399-1	62-8975
矢吹歯科医院	井原町1406-1	62-0607
さくら歯科クリニック	井原町3253-1	0120-467-118
ア歯科	上出部町447	62-7163
横山歯科医院	上出部町420	62-8499
井原歯科クリニック	下出部町一丁目2-8	67-1841
たなか歯科	下出部町一丁目33-4	67-9112
守本歯科	下出部町二丁目13-3	67-9480
しん・おかもと歯科クリニック	高屋町一丁目24-11	67-1181
土肥歯科医院	高屋町10-1	67-2818
大塚歯科医院	岩倉町340-1	65-1182
川上歯科医院	西方町1444-1	63-0606
村上歯科医院	木之子町403-2	63-3080
アルファ歯科クリニック	西江原町979-1	65-0510
とよいけ歯科	西江原町1193-2	63-3118
ゆかり歯科クリニック	西江原町2938-1	63-1820
西井歯科	芳井町吉井1-1	72-1184
美星歯科診療所	美星町大倉2467-4	87-3756



Chapter 1

赤ちゃんが生まれるまで

Chapter 2

赤ちゃんが生まれてから

Chapter 3

子どもの健康

Chapter 4

子育て相談

Chapter 5

病気や身体が不自由なお子さんのために

Chapter 6

ひとり親家庭のために

市内児童関係機関

種 類	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
保 育 園	甲南保育園	西江原町1414	62-1610
	芳井保育園	芳井町吉井3670	72-0203
	いばら保育園	井原町1440-2	62-1211
	出部保育園	上出部町186	62-1006
	きこの保育園	木之子町142-3	62-4003
	高屋南保育園	高屋町四丁目24-1	67-0102
	せいび保育園	高屋町86-1	67-0184
	いずみ保育園	井原町3287-1	62-3300
	せいび四季が丘保育園	上出部町四季が丘24-7	65-0090
	美星保育園	美星町西水砂2474-1	87-2277
	つむぎキッズ	下出部町7-1	84-0300
幼 稚 園	高屋幼稚園	高屋町1417	67-0138
	大江幼稚園	大江町2953	67-0130
	稲倉幼稚園	下稲木町949-6	62-1646
	県主幼稚園	門田町712-1	62-3961
	木之子幼稚園	木之子町3047-1	62-1818
	荏原幼稚園	東江原町2788-1	62-3971
	西江原幼稚園	西江原町1414	62-1609
	野上幼稚園	野上町3218-1	63-1340
	青野幼稚園	青野町2575-1	62-6854
	井原幼稚園	井原町1123-5	62-0575
	出部幼稚園	上出部町318	62-0821
	芳井幼稚園	芳井町吉井4103-1	72-0429
	美星幼稚園	美星町大倉2456-5	87-4178
	小 学 校	高屋小学校	高屋町1998
大江小学校		大江町2886	67-0439
稲倉小学校		下稲木町888	62-6145
県主小学校		門田町649-1	62-0585
木之子小学校		木之子町2946	62-1817
荏原小学校		東江原町2584	63-0008
西江原小学校		西江原町567-1	62-0336
野上小学校		野上町3201	63-1008
青野小学校		青野町2507-1	62-0133
井原小学校		井原町1113-1	62-0029
出部小学校		上出部町235-1	65-0120
芳井小学校		芳井町吉井4114-1	72-0042
美星小学校		美星町西水砂20	87-2008
中 学 校	高屋中学校	高屋町二丁目9-1	67-0338
	木之子中学校	木之子町2957-1	62-3603
	井原中学校	西江原町2000	62-0314
	芳井中学校	芳井町吉井4052	72-0059
	美星中学校	美星町星田1	87-2004
地域子育て支援拠点	井原市子育て支援センター	西江原町1414	62-4970
	たかや子育て支援センター	高屋町四丁目24-1	67-0102
	井原児童会館	北山町196	62-8117
	木之子児童会館	木之子町3191-1	62-4404
	高屋児童会館	高屋町三丁目22-2	67-3760
	芳井児童会館	芳井町吉井4110-1	72-1312
	つどいの広場	上出部町658-2 井原保健センター2F	62-7708
図 書 館	井原図書館	井原町1260-1	62-0822
	芳井図書館	芳井町吉井4058-1	72-1702
	美星図書館	美星町三山1055	87-3123



井原市マスコットキャラクター
でんちゅうくん

この子育て応援BOOKの内容は、令和3年10月現在のものです。

制度や内容については、変更されることがあります。

詳しくは、それぞれのお問合せ先にお尋ねください。

井原市のホームページには最新の情報を掲載しています。

<http://www.city.ibara.okayama.jp/>



子育て応援BOOK
令和3年保存版 令和3年10月
発行 井原市
編集 井原市子育て支援課
〒715-8601 井原市井原町311番地1